

全学自己点検・評価報告書

短期大学部

－ 2017 年度～2020 年度 －

2022 年 6 月

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部
全学自己点検・評価実行委員会

自己点検・評価の実施体制と実施経緯について

本短期大学部における自己点検・評価の実施体制は、平成 5 年 4 月から実行可能な実施組織の確立を第一と考え、自己点検・評価に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会」、また、この自己点検・評価基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、具体的な自己点検・評価の実施要領を策定して全学に実施の指示をする「全学自己点検・評価実行委員会」、そしてこの実施要領に基づき個々の点検・評価を行う「個別機関自己点検・評価委員会」、以上 3 つの委員会が設置された。

平成 5 年度を基点に、本委員会（全学自己点検・評価実行委員会）は、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想」に基づき、自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に自己点検・評価の実施の指示を行い、これまで次のとおり「全学自己点検・評価報告書」をまとめた。

平成 14 年 7 月	「平成 5～12 年度 学部・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
平成 19 年 6 月	「平成 13～16 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
平成 21 年 12 月	「平成 17～20 年度 学部・大学院（商学・経済学・国際学・法学研究科）・通信教育部・短期大学における全学自己点検・評価報告書」
平成 26 年 4 月	「平成 21～24 年度 短期大学部における全学自己点検・評価報告書」
平成 30 年 4 月	「平成 25～28 年度 短期大学部における全学自己点検・評価報告書」

この度の自己点検・評価は、2017 年度～2020 年度の 4 年間を対象に実施した。

また、自己点検・評価の実施周期については、自己点検・評価規程に 4 年ごとと規定しているが、自己点検・評価基本構想委員会の指示により、自己点検・評価が円滑に運用できるよう、各個別機関自己点検・評価委員会は年度毎（2017 年度・2018 年度・2019 年度・2020 年度）に点検・評価を行うとともに、「個別評価報告書」および「改善計画進捗状況表」を作成し、本委員会への提出・報告を経て、ここに「全学自己点検・評価報告書 短期大学部」としてまとめるに至った。

なお、今回の自己点検・評価の実施に際しては、（一般財団法人）大学・短期大学基準協会の短期大学評価基準を基に、自己点検・評価基本構想委員会が策定した「自己点検・評価の実施に関する基本構想（2021 年 6 月 7 日了承）」に基づき、本委員会は、次のとおり具体的な「自己点検・評価の実施要領（2021 年 6 月 14 日了承）」を策定し、個別機関自己点検・評価委員会を通じて全学に実施の指示を行った。

- ① 自己点検・評価の対象年度は、2017 年度～2020 年度の 4 年間とした。
- ② 自己点検・評価の対象項目は、教育・研究・経営の各分野における自己点検・評価項目すべてとした。

- ③ 自己点検・評価項目に基づく各個別機関自己点検・評価委員会の担当項目を次のとおりとした。

自己点検・評価項目		担当「個別機関自己点検・評価委員会」
基準	テーマ	
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	A 建学の精神	経営関係自己点検・評価委員会
	B 教育の効果	教務関係自己点検・評価委員会
	C 内部質保証	基本構想委員会（事務局） 教務関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	A 教育課程	教務関係自己点検・評価委員会 入試関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
	B 学生支援	教務関係自己点検・評価委員会 学生関係自己点検・評価委員会 就職関係自己点検・評価委員会 経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会 国際交流関係自己点検・評価委員会
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	A 人的資源	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	B 物的資源	経営関係自己点検・評価委員会 図書館自己点検・評価委員会
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	経営関係自己点検・評価委員会
	D 財的資源	経営関係自己点検・評価委員会
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	経営関係自己点検・評価委員会
	B 学長のリーダーシップ	経営関係自己点検・評価委員会 教務関係自己点検・評価委員会
	C ガバナンス	経営関係自己点検・評価委員会

- ④ 個別機関自己点検・評価委員会による自己点検・評価の観点は、（一般財団法人）短期大学基準協会の自己点検・評価の観点を参考とした。

⑤ 個別機関自己点検・評価委員会は、現状を正確に把握・認識するため、(一般財団法人) 短期大学基準協会が提示する「基礎データ」を参考にしてデータの収集とその分析による点検・評価を行い、個別機関自己点検・評価報告書を作成し、2022 年 2 月 28 日までに本委員会に提出することとした。

なお、個別機関自己点検・評価報告書は、各個別機関自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価項目ごとに、次の 3 つの部分で構成することとした。

構 成	内 容
テーマの＜根拠資料＞	当該テーマに関する根拠となる資料の名称を記述する。
区分の【現状(進捗状況)】	区分ごとに、各観点について、データの分析等により 2017 年度から 2020 年度までの 4 年間の現状を、自己点検・評価を行ったうえで、原則、観点の順に記述する。
テーマの【課題】	テーマごとに区分の現状を踏まえ、問題点だけでなく今後さらに向上・充実させるために必要な点も含めて記述する。
テーマの【特記事項】	テーマごとに特徴的な取り組みや成果をあげている事項があれば記述する。
基準の【改善状況・改善計画】	始めに 2019 年度に記述した「改善計画」の 2020 年度における進捗状況を記述する。 基準ごとにテーマの課題に記述した課題や問題点の改善を図る方策、ならびに特記事項に記述した成果をあげている事項について、その事項をさらに伸長させるための方策や効果を維持するための方策を、工程等も含め記述する。

この「自己点検・評価の実施要領」に基づき、各個別機関自己点検・評価委員会が自己点検・評価の実施結果をまとめた各「個別機関自己点検・評価報告書」の提出を受け、本委員会は全学的な観点により検討し、「全学自己点検・評価報告書」としてまとめたものである。

目 次

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

テーマⅠ-A 建学の精神	1
テーマⅠ-B 教育の効果	5
テーマⅠ-C 内部質保証	8

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

テーマⅡ-A 教育課程	12
テーマⅡ-B 学生支援	22

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

テーマⅢ-A 人的資源	39
テーマⅢ-B 物的資源	45
テーマⅢ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	49
テーマⅢ-D 財的資源	51

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマⅣ-A 理事長のリーダーシップ	56
テーマⅣ-B 学長のリーダーシップ	58
テーマⅣ-C ガバナンス	60

参考資料

Ⅰ. 自己点検・評価規定	63
Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程	64
Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想について	67
Ⅳ. 自己点検・評価項目〔評価の視点〕	70

基準 I 建学の精神と教育の効果

【テーマ I-A 建学の精神】

＜根拠資料＞

- I-A-1-1 建学の精神(公式ホームページ)
- I-A-1-2 大阪学院大学短期大学部学則
- I-A-1-3 大学概要(公式ホームページ)
- I-A-1-4 Campus Guide Osaka Gakuin University
- I-A-1-5 入試ガイド
- I-A-1-6 新入生ガイドブック
- I-A-1-7 教育方針に関するアンケート集計結果
- I-A-2-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部エクステンションセンター規程
- I-A-2-2 エクステンションセンター 講座開講状況
- I-A-2-3 エクステンションセンター 生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座

区分 I-A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

【区分 I-A-1 の現状(進捗状況)】

本学の建学の精神は、「教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする」(I-A-1-1)であり、短期大学部の使命・目的は、大阪学院大学短期大学学則第1条に「本学は実践的な大学教育を施すことを目的とし、専門職業に必要な高等の学術を教育及び研究し、わが国産業の発達に貢献することを使命とする。」(I-A-1-2)と記しており、建学の精神を礎に、実践的な人材の育成を貫いている。

本学における「建学の精神」の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割はきわめて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら、その具現化を柔軟に追求することにより、引き続き社会の要請に添っていくものとする。

なお、「建学の精神」ならびに「学科における人材の養成、教育研究上の目的」、「教育目標」は、ホームページ上で公開(I-A-1-3)するとともに大学案内等の冊子(I-A-1-4・5)にも記載し広く公表しており、在学生に対しては、毎年度初めに行うオリエンテーションや「総合基礎ゼミナールⅠ」の授業において周知を図っており(I-A-1-6)、終了後のアンケート調査結果(I-A-1-7)により、「建学の精神」や各種方針について、学生の理解が得られている事が確認できた。

区分 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

【区分 I-A-2 の現状（進捗状況）】

地域・社会との連携については、併設大学とともに、産・学・官等の連携および地域社会・国際社会への協力の方針を「建学の精神に基づき、地域社会に開かれた大学をめざし、広く地域社会や企業等と交流を図り、教育研究活動を通して蓄積された知的資源を市民に還元し、地域の人々の幅広いニーズに応えることを目的とする。」と明確に定めるとともに、公式ホームページに掲載することにより、広く周知を図っている。

エクステンションセンター（I-A-II-1）は、正課外の講座を開設し、実践的な人材の育成を図るとともに、広く社会に貢献することを目的として1998年4月に発足し、学生の資格取得を支援する「資格講座」を広く一般にも開放するとともに、2001年7月から、地域住民の方々を主たる対象とする「生涯学習講座」を開設している。

「資格講座」では、毎年講座数を増やし、2020年度には46講座を開設した。不動産関係の資格試験対策講座や語学講座において少人数ではあるが一般の受講もあった。各種資格試験の団体受験申込み制度は一般の受講生にも適用され、個人では煩雑な申込み手続きをスムーズに行うことができる。

「生涯学習講座」は、身近なテーマから経済・社会・文化等への理解を深める「生活・教養」をはじめ、国際社会での円滑なコミュニケーションに資する「語学」、心身のリフレッシュについて理論的且つ実践的に学ぶ「健康・スポーツ」等、多様な内容の講座を揃えている。2018年度以降は、学びへのいざない・入門編として気軽に参加できる幅広い分野を取り揃えた講座を開設し、2020年度には99講座を開設した（I-A-II-2）。

また、多様な講座のさらなる展開を図るため、2017年度に「生涯学習講座リーフレット」の見直しを行い、2018年度には、講座内容を分かりやすく紙面を一新し、受講生目線のリーフレットを作成。また、2019年度より本格的に、広報課と連携して、社会人向け公開講座を紹介するポータルサイトを運営する「セカンドアカデミー株式会社」と提携し、Webサイトを活用した幅広い受講者層の獲得を目指した。検索エンジンの構築で、月3万人のユーザーに対し本学企画の講座が閲覧可能となり、全国規模で本学の講座情報の発信を強化した。このサイトは、女性は20代～40代（ビジネス・語学）、男性は50代以降（趣味・教養）のユーザーが多いのが特徴である。

また、地域貢献・地域連携の推進を図ることを目的に、2008年度に発足した「地域連携室」を発展的に解消し、2019年度から新たに「社会連携室」を立ち上げ、本学が所有する知的資源等を活用した事業を積極的に実施しており、学外組織（吹田市、大阪府教育委員会、吹田市教育委員会および箕面市教育委員会）との連携については、協定書等を交わし、それぞれの所管地域での教育活動の充実・発展に本学が寄与している。

また、教育開発支援センターでは、前述した各教育委員会をはじめ、大学コンソーシアム大阪等と連携し、教員研修を企画・運営するとともに、地域の児童・生徒と交流するシステムの基盤を築くべく努めている。図書館に関しては、吹田市との基本協定に基づき、吹田市在住・在勤で一定条件を満たす方（定員：200名）に限り、事前登録制により閲覧・貸出等の利用サービスを行っている。また、本学教員の研究成果を収めた紀要（論集）については、「大阪

学院大学 学術機関リポジトリ(ogurepo)」としてホームページにより公開している。

このほか、社会連携室が、学生と共に地域貢献・地域連携の推進に係る取り組みとして、吹田くわい保存活動や天神橋筋商店街への大型絵馬の奉納、東日本大震災復興支援活動や各種ボランティア活動などを通して地域・社会貢献活動を幅広く実施しており、大学祭である岸辺祭では、近隣自治会による模擬店が毎年出店されており、地域に密着した祭りとして広く浸透している。学生によるヨーヨーすくいや、事務職員によるスーパーボール・キャラクターすくいの模擬店も地域の子供たちの人気を集めている。

さらに、本学は、東日本大震災の復興支援活動に関し、「大学間連携災害ボランティアネットワーク」に加盟し、復興に向けて様々な支援活動を行っている。

【テーマ I-A 建学の精神の課題】

「建学の精神」等が果たしてきた歴史的役割や、本学が輩出した数多くの卒業生の事績を素材に、次代への継承と発展のあり方を含め、今後も継続して、学生指導に反映していかなければならない。

エクステンションセンターにおいて、例年2月から3月にかけて開講している「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」（吹田市教育委員会と共催）について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、2019年度は、第2回目の講座を終えた時点で残り3回の講座が余儀なく中止され、また、2020年度は、感染が不透明な状況が続いていたため、講座の開講を見送ることとなった。この講座の受講者の大半はシニア層で、外出することを社会との接点として重視している向きが強く、大学というアカデミックな環境に魅力を感じている。「対面講座」での受講を望む声は多い。しかし、感染を心配する声も同時に存在しているため、今後の講座の実施形態を再考していく必要がある。

また、「生涯学習講座」において、2017年度より幅広い受講者層の獲得を目指してきたが、新規申込みはあまり増えていないため、リーフレット配布地域の見直しや全国規模の受講生獲得に向けて、「対面講座」にとらわれない実施形態の新しい試みを検討していく必要性がある。

高等教育機関としての地域・社会への貢献については、これまで順調に進めることができていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの取り組みが中止となったことから、実施形態について抜本的に見直す必要がある。

【テーマ I-A 建学の精神の特記事項】

地域への恒常的な貢献という点に関して、図書館の開放をはじめ、多様な講座(資格取得および生涯学習)の開設や、各種ワークショップの実施等、老若男女を問わず、地域住民の誰もが参画可能な学びの場を提供できており、評価できる。

エクステンションセンターの「生涯学習講座」では、開講時間帯は有職社会人であっても受講しやすい土曜日と平日夜間を中心に導入し、廉価な受講料の設定に加え、ポイント還元制度（新規講座・満70歳以上の方・親子や夫婦での受講申込みの場合は還元率を高く設定）を導入している。大学の立地条件にも恵まれ交通アクセスの良さは受講生の満足度を高めている。

2010年度から、エクステンションセンターが主体となって吹田市教育委員会との共催により、毎年、複数の本学専任教員が講師を務める「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」を開講し好評を博している（I-A-II-3）。2015年度から2018年度にかけて、毎年100名を超

える申込みがあった。毎年、前年度に実施した講座のアンケート結果を基に、受講生が学んでみたい分野やその年の世相に沿ったテーマの講座を企画する。定年退職された社会人を中心に、大学において未知の分野の学びの機会を望むリピーターが年々増加しており、関心の高さを物語っている。アンケート回答者の中で、9割は60代～80代の年齢層が占めている。この多数の受講申込みは、講師を担当する本学専任教員のモチベーションを上げることにとなり、入念にスライドやレジュメ等の資料を準備され、高齢者にもわかりやすい内容の講座を行っているため、受講生の満足度が高いことが本学の特色である。また、この講座受講をきっかけに、さらに学びを深めるためのサポートとして、受講生には大学内の図書館利用サービスも提供している。2017年度、2018年度とも、最終日の講座終了後、図書館利用説明会および図書館見学会を実施しているが、毎年、多数の参加があり、地域住民への大学図書館利用促進につながられる良い機会となっている。

その他、社会連携室が主体となり学生と取り組む「なにわ伝統野菜吹田くわい」と本学との関わりは、年を追うごとに深くなっており、当初は栽培農家に出向き苗植付けや収穫等の作業を手伝ったり、吹田くわい献上行列に参加したりする等、既存の諸活動から学ぶことが多かったが、その後、吹田くわい祭りを本学学生が「主催」し、キャンパス内で開催される同イベントには毎年多数の参加者が訪れ、マスメディアでも取り上げられている。このような地域連携の進展のサイクルは、従前の知的資源の地域還元や、伝統行事への学生参加促進といった相互に一方通行がちであった次元を超え、短期大学が、自身の教育研究蓄積と、地域で連綿と継承されてきた知恵とを融合(コラボレート)し、新たな地域ブランドの創出・開発を担うという、未来のあるべき社会連携・社会貢献のモデルを先取りしたものと言える。大局的に見れば、まだ萌芽に過ぎないものの、本学は、この吹田くわいモデル事業の成果を基礎に、同事業のさらなる発展を目指すことはもとより、本学の特色を活かした多様な連携事業に取り組む必要がある。

[テーマ I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- I-B-1-1 公式ホームページ「教育研究上の目的」
- I-B-1-2 公式ホームページ「教育目標」
- I-B-1-3 短大の手引
- I-B-1-4 公式ホームページ「内部質保証」
- I-B-2-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- I-B-2-2 短大の手引
- I-B-2-3 公式ホームページ「内部質保証」
- I-B-3-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- I-B-3-2 短大の手引

[区分 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

【区分 I-B-1 の現状（進捗状況）】

『教育目的・目標の確立』については、本学では「人材の養成、教育研究上の目的」を定め、この目的に基づき「教育目標」を設定している(I-B-1-1)(I-B-1-2)。

経営実務科の「人材の養成、教育研究上の目的」を、ビジネス実務能力の修得を通じ、創造的で自立した人間の育成、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成をめざす、と定め「教育目標」として次の3つの項目を設定している。

1. 職業人になるための教養教育と専門教育の学習において必要となる基礎的な能力を習得する。
2. ビジネス社会において必要な専門知識・技能を併せ持った実務処理能力を習得する。
3. 幅広い視野から地震の役割を認識し、課題に向き合い、責任を持って行動する能力を習得する。

教育目的・目標は公式ホームページや刊行物に掲載するとともに、全学生に配付・説明する資料(『短大の手引』)(I-B-1-3)を通じて詳細な説明を行うなど、学内外を問わず広く周知している(I-B-1-1)。

この教育目的・目標に基づき短期大学教育の諸活動を実施するとともに、地域・社会の要請に応えているかを毎年実施する自己点検・評価において、その結果を踏まえた改善に取り組むことで、短期大学教育の内部質保証システムを確立している(I-B-1-4)。

【区 分 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

【区分 I-B-2 の現状 (進捗状況)】

『学習成果』については建学の精神に基づき、上記の目的・教育目標に基づき設定している「卒業認定・学位授与の方針」の一部を「学習成果」として規定している (I-B-2-1)。

短期大学部では「学習成果」として次の3項目を定めている。

1. 学習に必要な基礎的能力 (問題を発見し解決する能力、コミュニケーション能力、アカデミックスキル)
2. ビジネス社会に必要な専門知識・技能を併せ持った実務処理能力
3. 実社会で生きていくための視野を広め、責任を持って行動する能力

この「学習成果」は、教育目的・目標とともに公式ホームページや刊行物に掲載し、全学生に配付・説明する資料 (『短大の手引』) (I-B-2-2) を通じて詳細な説明を行うなど、学内外を問わず広く周知している (I-B-2-1)。

そして、これらのポリシーに基づき短期大学教育の諸活動を実施するとともに、毎年実施する自己点検・評価において、その結果を踏まえた改善に取り組むことで、短期大学教育の内部質保証システムを確立している (I-B-2-3)。

【区 分 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。】

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

【区分 I-B-3 の現状 (進捗状況)】

『三つの方針』については、本学は「建学の精神」を礎に、教育目的・目標を踏まえ、学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す「卒業認定・学位授与の方針」と、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示す「教育課程編成・実施の方針」を策定し、これら2つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるための「入学者受入れの方針」を一体的に策定している (I-B-3-1)。これらのポリシーを踏まえ短期大学教育の諸活動を実施している。

短期大学部の「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」は次のとおりである。

「卒業認定・学位授与の方針」

- ・学習に必要な基礎的能力 (問題を発見し解決する能力、コミュニケーション能力、アカデミックスキル) を備えている。
- ・ビジネス社会に必要な専門知識・技能を併せ持った実務処理能力を備えている。
- ・実社会で生きていくための視野を広め、責任を持って行動する能力を備えている。

「教育課程編成・実施の方針」

- ・ビジネス社会で総合的に物事を判断できる幅広い教養と知的基盤を養うため、総合的な基礎科目を設ける。

- ・職業または実生活に必要な専門的な知識や技能を修得し、実務能力を身につけるため、専門教育科目を設ける。
- ・広く社会に関心を持ち、将来の自分を見据え、仕事に取り組む態度を養うため、キャリア教育科目を設ける。
- ・問題解決能力、コミュニケーション能力、アカデミックスキル、責任をもって行動する能力を養うため、演習科目を設ける。
- ・実社会で生きていくための視野を広めるため、大阪学院大学等の科目の履修を認め、卒業必要単位数に算入できるものとする。

履修科目の単位認定にあたっては、科目の性質に応じて筆記試験、レポート試験、発表、日常点などを適切に組み合わせて評価し、その方法と配点は開講前のシラバスに明示する。

「入学者受入れの方針」

- ・実践的な知識と技能を身につけ、ビジネス社会で活躍する意欲のある人
- ・問題意識を持ち、主体的・積極的に問題解決に取り組むことのできる人
- ・自分の考えや意見を文章や言葉で明確に表現できる人
- ・人の話をよく聞き、相手の立場で思いやることができる人

これらの『三つの方針』は教育目的・目標及び学習成果とともに公式ホームページや刊行物に掲載し、全学生に配付・説明する資料（『短大の手引』（I-B-3-2）を通じて詳細な説明を行うなど、学内外を問わず広く周知している。

【テーマ I-B 教育の効果の課題】

教育目標や学習成果を含む各種方針については、学外及び学内の検証においても一定の評価を得られているが、今後もより一層、本学を志望する全ての志願者(高校生)が、その内容を深く、理解できるよう工夫を重ねることが必要である。

【テーマ I-B 教育の効果の特記事項】

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」等ホームページ等により学内外に対し公表している。また、協定校である高等学校の教員と、高大接続に関連する本学の部局の責任者による「本学の取り組みに関する意見交換会」を通して得られた情報を基に、様々な改善に繋げるよう努めている。

[テーマ I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- I-C-1-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価規程
- I-C-1-2 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
- I-C-1-3 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム(公式ホームページ)
- I-C-1-4 明らかになった課題についての改善の進捗状況(公式ホームページ)
- I-C-1-5 内部質保証(公式ホームページ)
- I-C-2-1 公式ホームページ「内部質保証」
- I-C-2-2 渺望 vol. 14
- I-C-2-3 学部長会議資料(2018年1月15日開催)
- I-C-2-4 教務部員会資料(2018年1月15日開催)
- I-C-2-5 FD推進部会議事録(2018年1月22日開催)
- I-C-2-6 渺望 vol. 15
- I-C-2-7 渺望 vol. 16
- I-C-2-8 学部長会議資料「短期大学部の教育の質向上・充実を図る専門部会の設置について(2020年1月8日開催)

[区分 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

【区分 I-C-1 の現状(進捗状況)】

本学における自己点検・評価については、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程」(I-C-1-1)、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」(I-C-1-2)および「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の内部質保証システム」(I-C-1-3)に基づき、定期的(年1回)に自己点検・評価を実施することで、教育研究水準の向上を図るとともに、目的および社会的使命の達成を図っている。

自己点検・評価の実施体制については、自己点検・評価基本構想委員会(以下、「基本構想委員会」という。))が、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定し、この基本構想に基づき全学自己点検・評価実行委員会(以下、「全学評価委員会」という。))が、自己点検・評価の実施要領を作成するとともに、部局ごとの組織である個別機関自己点検・評価委員会(以下、「個別評価委員会」という。))を通じ、全学に実施の指示を行っている。個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、点検・評価を行ったうえで、評価報告書を全学評価委員会に提出し、全学評価委員会は、個別評価委員会での点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた報告書を作成するとともに、過去の自己点検・評価において「将来への発展方策」として示された点に関する進捗状況(I-C-1-4)について、基本構想委員会を通じ学長(総長)に報告している。

そして、学長(総長)の諮問により、大学協議会は、点検・評価結果および「将来への発展方

策」の進捗状況を踏まえ、学部長会議を通じ、全学に改善の指示を行っている。この指示内容は、部局レベルまたは個々の教職員レベルで日常的に展開されている PDCA サイクルに取り入れられ、速やかな改善が図られるとともに、その結果等については公表（I-C-1-5）し、次年度の自己点検・評価に反映するようにしている。

なお、3つのポリシーを中心に本学の活動方針の適切性について点検・評価を行うにあたり、学外者による客観的な視点を取り入れるため、2017年度から協定・指定校関係にある高等学校教員から意見を伺う場を設け、本学の教育環境や特色、支援体制など幅広い視点から評価していただいている。

【区 分 I-C-2 教育の質を保証している。】

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【区分 I-C-2 の現状（進捗状況）】

『学習成果の査定（アセスメント）』については、「学位授与の方針」や「学習成果」の評価のために、観点別の評価指標等を使った客観的な手法として、観点・基準を定めたルーブリックによる自己評価を導入し、学生の卒業時に実施する自己評価によるルーブリック結果を教員間で共有している（I-C-2-1）（I-C-2-2）。

また、併設大学と連携し、教育開発支援センターが分析した「学生の自己評価による学習成果の測定アンケートの実施結果」を活用・検証し、次年度に向けた「教育課程の全学的方針」を毎年度示している。2020年度に向けても、「2020年度 教育課程の編成に係る全学的方針」を策定し（I-C-2-3）、全学的な方向性を示し継続して改善を進めている。

教務部委員会において検証した「新カリキュラム及び4学期制の成果と課題」（I-C-2-4）に基づき、FD推進部会において確認、検討する（I-C-2-5）とともに、ルーブリック評価を用いた「学生の自己評価による学習成果の測定アンケート」に基づく学習成果の検証、ヒトグラムによる分析も行った結果、学習成果において堅調な上昇がみられたことから、教育課程編成の適切性が検証できた（I-C-2-2）（I-C-2-6）（I-C-2-7）。

また、1年次の必修科目である「インターンシップ」で学生一人ひとりの履修指導やキャリア開発につながるような学習成果の可視化を試みるとともに、インターンシップ先の企業や施設からの学生に対する評価を学生一人ひとりにフィードバックした（I-C-2-6）。

内部質保証ルーブリックの取り組みについて、大学・短期大学基準協会が作成した内部質保証ルーブリックを読み解くと、「学習成果を定めている」（Level I）、「学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている」（Level II）、「学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている」（Level III）まで到達している（I-C-2-7）。

さらに、教育の質向上・充実を図る「OGU実務力を養成する専門部会」を設置し（I-C-2-8）、教育開発支援センターが中心となり、学生による授業評価アンケート、学習成果ルーブリック、短期大学生調査等の検証を行っている。

【テーマ I-C 内部質保証の課題】

現行の自己点検・評価の実施体制を維持し、今後も更なる改善を進めるためには、自己点検・評価活動の実務や調査・分析を担い得る人材の育成が必要である。

また、2020年1月22日に中央教育審議会大学分科会から「教学マネジメント指針」が発表され、「学修者本位の教育」の実現が謳われた。この「学修者本位の教育」の実現に向けた教学マネジメントを確立させるため、継続的に教育改善の方策について考察する必要がある。

さらに、学生の学習を活性化し、「論理的な思考力」を向上させる等、より効果的に教育を行うために、アクティブ・ラーニングの推進等について、FD推進部会において検討を進める必要がある。

内部質保証ルーブリックの取り組みについては、大学・短期大学基準協会が作成した内部質保証ルーブリックを読み解くと、LevelⅢまで到達しているものの、「学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている」(LevelⅣ)には至っていない。

【テーマ I-C 内部質保証の特記事項】

自己点検・評価においては、毎年実施する本学独自の自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけていくよう、「自己点検・評価項目に係る【改善計画】の進捗状況表」を作成し、各自己点検・評価項目の前年度までの「改善計画」が、次年度どのように具現化されたのか、その取り組み状況を明確にし、公表(I-C-1-5)することで、内部質保証システムに基づく諸活動のPDCAサイクルを着実に機能させている。

また、短期大学部の教育の質向上・充実を図るため、教育開発支援センターを中心とした「OGU実務力を養成する専門部会」を設置し、この専門部会からの提案を受け、履修する科目の学修を通じて、獲得できる学習成果を明らかにするため、2021年度からシラバスの講義概要欄に獲得できる学習成果を明記した。

「OGU実務力を養成する専門部会」においては、学生による授業評価アンケート、学習成果ルーブリック、大学・短期大学基準協会主催の「短期大学生調査」を検証し、長所の更なる伸長と短所の改善を目指し、学生の実務処理能力の向上に取り組んでいる。

【基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画】

建学の精神と教育の効果に関する『2019年度の改善計画の進捗状況』については、次のとおりである。

- ・「建学の精神」等に関する多面的理解について、授業評価アンケート結果(I-A-1-7)により、FD推進部会において学生の理解が得られている事が確認できた。引き続き学生が、教育目標や学習成果などの達成状況が実感できるよう、より効果的に教育を行うための取り組みをFD推進部会で検討する。
- ・「短期大学生調査」についても引き続き調査を行い、他校との比較のみならず、時系列での分析を行っていく。さらに、インターンシップ等と関連し、関連企業から外部の意見を取り入れる取り組みについても継続し実施していく。
- ・地域・社会への貢献活動としては、エクステンションセンターが開講する各種講座について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出により2020年度前期では、やむを得ず開講を中止した講座が多数あったが、講座の実施形態を見直すきっかけとなった。学内への入構制限がかかる中、「資格講座」では、国家資格の試験対策講座ならびに公務員試験対策講座について、2020年前期には「エア授業」を録画配信する対策をとり、入構制限が解除された後期には「対面講座」を実施しつつ「録画配信」も併用し、受講生のニーズに合った講座の実施形態の選択肢を増やした。「生涯学習講座」においては、緊急事態

宣言の解除に伴い、2020 年度後期には、感染予防対策に最善を尽くし、小規模の講座を対面で実施することができた。なお、例年 2 月から 3 月にかけて開講している「生涯学習吹田市民大学 大阪学院大学講座」（吹田市教育委員会と共催）について、感染症が不透明な状況が続いていたため吹田市との協議の結果、2020 年度は開催を見送ることとなり、2021 年度での安全な開講に向け実施形態について吹田市との調整する必要がある。エクステンションセンターでは、多種多様な講座の企画・開講を展開してきているが、受講生の方々は大学に来て受講するという「対面講座」が主流であった。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020 年度は、余儀なく講座が中止される事態となり、改めて講座の受講形態について再考する機会を得ることとなった。

- ・教育効果については、引き続き確立された内部質保証システムに基づき、個別評価委員会を担当する各種委員会ならびに関係部局において該当項目の改善策を立案し、迅速に改善を進める。

建学の精神と教育の効果に関する『改善計画』については、次のとおりである。

- ・建学の精神と教育効果について、現行の自己点検・評価体制の長所を引き続き維持するとともに、改善計画の進捗状況を可視化した「改善計画の進捗状況表」をホームページに公表するとともに、前年度に策定した改善計画が、次年度どのように具現化されたのか、その内容を確認することで、確実な改善に結びつける。さらに、現行の自己点検・評価体制の長所を引き続き維持するため、次代の点検・評価活動の実務や調査・分析を担い得る人材を計画的に育成する。
- ・建学の精神等に関する多面的理解を促す取り組みとしては、本学における「建学の精神」の重要性は明確であり、発展の支柱としての役割は極めて大きい。今後とも、本学固有の特色を端的に示す指針として堅持する一方で、次代の動向に目配りしながら、その具現化を柔軟に追求することにより、引き続き社会の要請に応えていくものとし、「短大生調査」等を活用し、学習成果を多面的に評価、検証し「学修者本位の教育」の実現を図る。
- ・地域・社会への貢献活動として、エクステンションセンターが開講する講座について、講座の性質にもよるが、受講生の満足度をより一層高めていくためにも、「対面講座」の形態は継続しつつ講座を収録し、やむを得ず休んでしまった場合や復習したい場合、期間限定で受講可能な「オンデマンド」形式と併用した講座を増やす。受講形態の選択肢を増やすことにより、遠隔でも参加ができるよう進め、さらなる幅広い受講者層の獲得を目指し、積極的な広報に取り組んでいく。本学の受講生の性質を鑑みると、シニア層が大半を占めるため、「オンライン」形式よりも、「オンデマンド」形式の方が、ハードルが低くより参加しやすいのではと推測する。大学という環境での講座の受講が、アクティブ・エイジングに繋がり、今後、人生 100 年の時代に向けて併設大学と共に社会貢献の大きな役割を果たしていく。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマⅡ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- Ⅱ-A-1-1 公式ホームページ「卒業認定・学位授与の方針」
- Ⅱ-A-1-2 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-1-3 教務部委員会議事録(2020年6月8日、2019年6月10日、2018年6月4日、2017年6月12日開催)
- Ⅱ-A-1-4 教授会議事録(2020年10月19日、2019年10月21日、2018年6月25日、2017年6月19日開催)
- Ⅱ-A-2-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学)
- Ⅱ-A-2-2 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-2-3 シラバス(一部抜粋)
- Ⅱ-A-2-4 成績評価報告書
- Ⅱ-A-3-1 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-3-2 公式ホームページ「オリエンテーション資料(ボランティア・単位互換)」
- Ⅱ-A-4-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-4-2 公式ホームページ「履修モデル」
- Ⅱ-A-4-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-4-4 シラバス「インターンシップ」
- Ⅱ-A-4-5 公式ホームページ「資格認定」
- Ⅱ-A-4-6 公式ホームページ「OGU PBL」
- Ⅱ-A-5-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-5-2 入試ガイド(過去4年間)
- Ⅱ-A-5-3 入学者選抜要項(過去4年間)
- Ⅱ-A-5-4 大学案内(過去4年間)
- Ⅱ-A-5-5 入試委員会議事録(2020年度)
- Ⅱ-A-5-6 「本学の取り組みに関する意見交換会」発言(議事)録
- Ⅱ-A-5-7 「3つのポリシーに関する意見交換会」実施報告書
- Ⅱ-A-6-1 公式ホームページ「教育研究上の目的、教育目標、卒業認定、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針、学修成果」(短期大学部)
- Ⅱ-A-6-2 シラバス(一部抜粋)
- Ⅱ-A-6-3 公式ホームページ「履修要項」
- Ⅱ-A-7-1 学生用・教員用ホームページ「授業評価結果」
- Ⅱ-A-7-2 渺望 vol.14
- Ⅱ-A-7-3 渺望 vol.15
- Ⅱ-A-7-4 渺望 vol.16
- Ⅱ-A-7-5 外国留学報告書、留学についてのレポート
- Ⅱ-A-7-6 事前・事後研修課題①～③、研修参加レポート

【区 分 II-A-1 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

【区分 II-A-1 の現状（進捗状況）】

「学位授与の方針」については、2017 年 4 月 1 日施行の改正学校教育法施行規則（方針の策定義務化等）に対応し、2017 年度より「卒業認定・学位授与の方針」へと名称変更するとともに、卒業に必要な要件（在学年数及び単位数）や授与する学位名、教育課程との関係性を明記し、表現方法についても一部改め、施行した（II-A-1-1）。「学習成果」は教育目標に基づき設定している「卒業認定・学位授与の方針」の一部を学習成果として規定しており、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

改められた「卒業認定・学位授与の方針」ならびに「教育課程編成・実施の方針」については、全学生に配付・説明する資料（『短大の手引』）や、公式ホームページ等にも掲載することにより、学内外を問わず広く周知した（II-A-1-2）。

教育課程については、「建学の精神」、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り編成しており、我が国の短期大学制度の目的と整合し、社会的に通用する内容となっている（II-A-1-2）。

「卒業認定・学位授与の方針」等は毎年教務部委員会（II-A-1-3）及び教授会（II-A-1-4）において定期的に点検を行っている。

【区 分 II-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- (3) 学科の教育課程の見直しを定期的に行っている。

【区分 II-A-2 の現状（進捗状況）】

「教育課程編成・実施の方針」について、「学位授与の方針」を「卒業認定・学位授与の方針」へと変更した検討状況を踏まえ、2017 年度より変更した。

教育課程については、「建学の精神」、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り 5 つの授業科目区分に分けて体系的に編成している。（II-A-2-1）。また、単位の実質化を図り、各学期の登録制限単位数を 24 単位と定め、学生が履修登録時に各授業科目の講義テーマ・概要、到達目標、授業計

画、評価基準・方法、授業外学習の指示等の詳細がわかるようシラバスで明示し、周知している(Ⅱ-A-2-2)(Ⅱ-A-2-3)。

教員は各学生の成績評価を記した「成績評価報告書」を提出することで学生への説明責任を果たすとともに教員自身の評価基準の改善に結びつけている(Ⅱ-A-2-4)。なお、教員の配置については、教育課程全般にわたり各教員の業績等に応じ、必要な人員を配置している

「教育課程編成・実施の方針」は、毎年度行う自己点検・評価やカリキュラム編成時に絶えず検証しており、建学の精神に照らしつつ、社会や学生のニーズに応えられる内容となるよう注意を払っている。

【区分Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-3の現状（進捗状況）】

教育課程は、「建学の精神」、「短期大学部の使命」、「学科の人材の養成、教育研究上の目的」、「学科の教育目標」に基づき策定された「卒業認定・学位授与の方針」に直結した「教育課程編成・実施の方針」の下、短期大学設置基準に則り編成している。

具体的には「総合基礎」、「ビジネスファウンデーション」、「マネジメント・コントロール」、「会計・金融」及び「アドミニストレーション」の5つのエリアから構成しており、主に「総合基礎」や「ビジネスファウンデーション」及び「マネジメント・コントロール」、に配当されている授業科目において、人文・社会・自然科学を基礎とした教養や、情報科目に代表されるような新しい社会ニーズから生まれた教養、そしてこれらを包括するような職業教育の基礎的教養として言語能力や論理能力および専門知識・技能を併せ持った実務処理能力等を育成するプログラムを整備するとともに、併設大学との単位互換制度により、幅広く深い教養が身につく教育課程を編成している(Ⅱ-A-3-1)(Ⅱ-A-3-2)。

【区分Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-4の現状（進捗状況）】

職業教育については、教育課程編成・実施の方針に定める「職業または実生活に必要な専門的な知識や技能を修得し、実務能力を身につけるため、専門教育科目を設ける。」(Ⅱ-A-4-1)に基づき教育課程を編成している(Ⅱ-A-4-2)(Ⅱ-A-4-3)。

本学ではビジネス実務能力の修得を通じ、創造的で自立した人間の育成、ビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目的として取り組んでおり、この目的達成のため、1年次配当科目「インターンシップ」を必修科目として配置し、主に学外企業や団体で働くことで社会や企業の実情を知り、自らの適職や将来のキャリアについて考える等、将来の職業への接続を図る機会となっている(Ⅱ-A-4-4)。「インターンシップ」は、1年次の夏期休暇中

に実施し、事前授業、事後授業は当然として、インターンシップに行くために必要な力の修得を1年次前期の科目として集中的に配置するとともに、一方で、インターンシップ後に、その気づきを生かすための科目を1年次後期に配置し、段階的な学修となるよう配慮している（Ⅱ-A-4-1）。

カリキュラムは、この必修科目である「インターンシップ」を中心に、学科の特性にあわせて一貫した職業教育を入学から卒業まで科目間連携を取って実施しており、具体的には、社会人としての基礎を学ぶための「総合基礎」「ビジネスファウンデーション」の科目群、ビジネスでの専門知識を学ぶための「マネジメント・コントロール」「会計・金融」「アドミニストレーション」の科目群で構成されており、段階的に社会人基礎力を身につけ、ビジネスの即戦力となるよう配慮している（Ⅱ-A-4-1）。

さらに、本学は全国大学実務教育協会に加盟しており、「実践キャリア実務士」、「秘書士」、「ビジネス実務士」、「情報処理士」といった資格取得に向けた授業科目を配置し、所定の単位を修得することで即戦力となる資格が取得できる教育課程を編成し、さらに「マネジメント・コントロール」区分に配置の「PBL 演習」は、産学連携 PBL として課題や目標に対して学生がチームを作り協力して課題解決に取り組み、課題解決発表に至る学習は、高い効果が期待できる（Ⅱ-A-4-5）（Ⅱ-A-4-6）。

【区 分 Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。(7) アドミッション・オフィス等を整備している。(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。 |
|---|

【区分Ⅱ-A-5の現状（進捗状況）】

学科の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、「人材の養成、教育研究上の目的」に基づき定め、学習成果に対応するとともに、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しており、入学者選抜要項・大学案内・入試ガイド・ホームページ等に幅広く明記することで、広く周知を図っている（Ⅱ-A-5-1・2・3・4）。

また、「入学者受け入れの方針」に基づいた多様な入学者選抜制度（表ⅡA-1）を設けており、高大接続の観点からそれぞれの制度ごとに選考基準を入試委員会において設定するとともに公正かつ適正に実施している（Ⅱ-A-5-5）。

なお、授業料、その他入学に必要な経費等、入学に関する情報は最大限に刊行物やホームページ等に明示している（Ⅱ-A-5-1・2・3・4）。万一、明示していない事項等について、受験者やその保護者、教員等から問い合わせがあった場合は入試事務室において協議を行い、適切かつ迅速に対応している。

さらに、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の適切性を点検・評価するにあたり、2017 年と 2018 年に協定・指定校関係にある高等学校の意見を伺った（Ⅱ-A-5-6・7）。

表ⅡA-1 入学者選抜制度

求める人材	入学者選抜制度
優れた学力のある人材	一般、共通テスト利用
総合力のある人材 (高等学校での評価を加味して判定する)	併設高等学校 A 推薦・B 推薦、指定校、協定校、公募推薦
実践的な人材 多様な能力をもった人材 熱意・意欲のある人材	併設高等学校 S 推薦、スポーツ・文化活動、総合型選抜、外国人留学生推薦、外国人留学生一般

※2020 年度に入学者選抜制度を見直した。（別表 1）

【区 分 Ⅱ-A-6 短期大学及び学科の学習成果は明確である。】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

【区分Ⅱ-A-6 の現状（進捗状況）】

学習成果については、「卒業認定・学位授与の方針」から課程修了にあたって修得しておくべき内容を抽出し、明確に定義している（Ⅱ-A-6-1）。なお、学習成果の詳細については、学科が開設する各授業科目のシラバスに「到達目標」として具体的に明記しており、学生は、各学期開始前のオリエンテーションで成績評価の結果を通じ、その達成状況を確認することができる（Ⅱ-A-6-2）。さらに、予め提示するカリキュラムマップでは、個々の授業科目と学習成果との関連を示している（Ⅱ-A-6-3）。

【区 分 Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

【区分Ⅱ-A-7 の現状（進捗状況）】

学習成果を測定する仕組みについては、各授業担当者が各学期・タームの終盤で実施する「授業評価」の結果と、定期試験、レポート試験等の結果を併せ、学生の達成状況を確認することにより行っており、「授業評価」のアンケートには「到達目標を達成できたか」等の質問項目を置き、査定ができるよう配慮している（Ⅱ-A-7-1）。さらに、より具体的で、学生にとって分かりやすく学習成果を量的・質的データを用いて測定する方策として、ループリッ

クを用いた「学生の自己評価による学習成果の測定」（成長実感調査）と「教員の成績評価による学習成果の測定」（客観的調査）で学習成果を多面的に把握できる仕組みを教育開発支援センターと連携し構築、公表している（Ⅱ-A-7-2・3・4）。

インターンシップへの参加率については、2014 年度にカリキュラムを改正し、インターンシップを必修化したことで、実習体験が学生の企業に対する視野を広げることに繋がり、就職希望者に対する就職率が 100%となっている。また、職種別就職状況も事務職だけではなく、営業販売、サービス職にも広がっている。

これは、業界・職種の理解を深めるキャリア関連科目での指導やゼミナールでの就職に関する指導が実を結んだものと考えられる。また、「インターンシップ」等のキャリア関連科目においては、キャリアセンター、教務事務室教務課、教員間で情報を共有し、連携を深め、学生支援の更なる充実を図っている。

表ⅡA-2 インターンシップ実習参加者数（人）

年 次 生	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
2 年次生	2	3	0	0	0
1 年次生	28	34	45	61	46
合 計	30	37	45	61	46

表ⅡA-3 就職率(過去 5 年間)

年 度	卒業者数 (名)	就職希望者 (名)	就職希望率 (%)	就職者 (名)	就職率 (%) 対希望者	就職率 (%) 対卒業生
2016 年度	21	19	90.5	19	100.0	90.5
2017 年度	27	21	77.8	21	100.0	77.8
2018 年度	31	26	83.9	26	100.0	83.9
2019 年度	40	31	86.1	31	100.0	86.1
2020 年度	58	38	65.5	38	100.0	74.5

表ⅡA-4 業種別就職決定率 (%)

業 種	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
建 設 業	5.3	0.0	3.8	0.0	0.0
製 造 業	26.3	19.0	11.5	25.8	10.5
情報通信業	0.0	4.8	7.7	9.7	5.3
運 輸 業	0.0	4.8	7.7	3.2	7.9
卸 売 業	5.3	9.5	19.2	12.9	13.2
小 売 業	31.5	4.8	19.2	12.9	13.2
金 融 業	10.5	4.8	0.0	6.5	5.3
不 動 産 業	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
飲 食・宿 泊 業	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
医 療・福 祉	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0
複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業	15.8	33.3	30.9	29.2	42.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表ⅡA-5 職種別就職決定率（％）

職 種	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
事 務	63.2	61.9	61.6	35.5	47.4
営業販売	36.8	23.8	23.1	32.3	28.9
サービス	0.0	14.3	11.5	22.6	21.1
技 術 職	0.0	0.0	3.8	9.7	2.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

就職希望者に対する就職率を高い水準で維持できていることは、キャリアセンターのスタッフがゼミナール教員との連携を密にし、学生個々の適性や希望に応じた企業を斡旋することで、就職希望者を就職に導けた結果であると評価できる。また、入学時からのキャリア教育の成果が出たと言える。

交換留学・認定留学からの帰国学生に対しては、「留学先大学の成績表」に加えて「外国留学報告書」「留学についてのレポート」の提出を義務付けており、この内容をもとに当該学生の学習成果の獲得状況を確認し、教授会において単位認定を審議している（Ⅱ-A-7-5）。また海外研修については、併設大学が開講する「海外研修Ⅰ・Ⅱ」「インターンシップⅠ・Ⅱ」での単位互換制度による単位認定を行っており、参加学生は事前・事後研修の出席が必修となり、「事前・事後研修課題」と帰国後の「研修参加レポート」を提出するとともに、各自の体験をプレゼンテーションで発表、これらの評価基準を点数化し、学習成果の獲得状況を確認したうえで、担当教員が成績評価を行っている（Ⅱ-A-7-6）。なお、2020年度春期海外研修は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンラインプログラムとして実施したため、事前・事後研修の課題内容も変更して対応した。

【区 分 Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

- | |
|--|
| (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。 |
|--|

【区分Ⅱ-A-8の現状（進捗状況）】

学生の卒業後評価への取り組みについては、卒業生と卒業生の就職先に対してアンケート調査を実施している。就職先の評価については、卒業後1年経過後の就職先企業に、卒業生の評価は卒業後1年経過後と3年経過後の卒業生に対し、双方ともにアンケート調査を郵送で実施している。なお、その結果については、関係部署に開示し、本学教育の検証材料として活用している。また、インターンシップ先の企業や施設に対し、評価項目12項目4点尺度で評価を求め、学生一人ひとりにフィードバックを行った（Ⅱ-A-7-3）。また、「短期大学生調査」を実施し、全国の短期大学生と学習成果について比較できるよう取り組んでいる。

しかしながら、アンケート調査の回収率が低くとどまる等の問題が見られていたため、教育開発支援センターと連携し、卒業後1年から5年経過した卒業生についてアンケートを実施し、回答結果と合わせて、経過年数毎の回収率を調査した。その結果を基に、2019年度にかけてアンケート対象者等の検討を行った結果、卒業から3年経過した卒業生およびその就職先に対してアンケートを実施することとした。

【テーマ Ⅱ-A 教育課程の課題】

学科の目的・目標と同様に「教育課程編成・実施の方針」についても、時代の流れとともに変

化するものであり、建学の精神に基づき柔軟に見直しを検討する体制を維持する必要がある。

また、学習成果の測定及び学科の教育目標の達成度を可視化し、学習成果が着実に積み上がっている状況を学生自身に認識させ、また、学生にその気づきを与えるとともに、学科における教育効果を測るために、学位授与方針に示した学習成果が身についたかを今後も継続して多面的に測定することが必要である。

「入学者受け入れの方針」については、この方針はもとより、教育環境の魅力等について周知に努めたが、入学定員充足を果たすことができたのは2019年度入試のみであった。今後は安定した志願者数・入学者数を継続確保するため、引き続き、受け入れ方針の精査はもちろん、知名度およびブランド力向上に繋がる取り組みを推し進めていく必要がある。

学習成果の獲得に関する「留学」については、海外研修からの帰国学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みに関しては特に問題はないが、新型コロナウイルス感染拡大が収束する兆しが見えないため、今後もオンライン対応を検討する必要がある。

【テーマ II-A 教育課程の特記事項】

教育課程は教育課程編成・実施の方針に基づき体系的に編成されている。また、教育課程は建学の精神、教育理念、学位授与の方針に対応し、カリキュラムマップやカリキュラムツリーにおいて関連性や体系性を可視化している。

特に、キャリア意識を向上させ、早期の活動開始、内定獲得を目指すため、インターンシップ(60時間以上の就業体験)を1年次配当の必修科目として設置していることは、単に学修と社会での経験を結びつけるだけでなく、学生の短期大学部における学修の深化や、新たな学習意欲の喚起に結びついている。さらに、就職活動のピークの時期を考慮し、2年次生前期のキャリア教育支援科目で進路支援を実施しており、学生個々の指導にも力を入れている。

入学者選抜に関しては、在住地域に関係なく受験機会を与えるとともに全国各地から優秀な志願者を確保するため、公募推薦、一般において全国各地11か所に学外試験会場を設けている(表IIA-6)。

また、学費減免制度、および資格講座優遇制度を設定しており、入学者の経済的負担の軽減、ならびに資格取得を支援しており、特に、資格講座優遇制度については、入学者全員に適用している(表IIA-7)。

さらに、一般において、外部検定試験の評価を学科試験の得点に加点し、幅広い視点から受験者の能力を評価している(表IIA-8)。今後は活動報告書に集約し、公募推薦・共通テスト利用においても導入する予定である。なお、公募推薦においては学習状況と諸活動(課外活動等)も加点対象とする予定である。

表IIA-6 日程別学外試験地区

日程		東京	金沢	名古屋	京都	姫路	和歌山	米子	岡山	広島	高松	福岡
一般	A日程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B日程				○	○	○		○		○	○
	C日程				○	○	○		○		○	○
公募推薦	A日程		○		○	○	○	○	○	○	○	○
	B日程				○	○	○		○		○	
	C日程				○	○			○		○	

表ⅡA-7 学費減免制度・資格講座優遇制度

入学者選抜制度	初年度の学費減免	2年次の学費減免	資格講座優遇制度
公募推薦	・スタンダードにおいて総合点が80%以上の入学者全員に、初年度年間学費の半額を減免 (A日程のみ)		○
指定校	・全体の学習成績の状況が4.3から5.0までの入学者全員に、初年度年間学費の4割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.5から4.2までの入学者全員に、初年度年間学費の3割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.0から3.4までの入学者全員に、初年度年間学費の2割を減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の2割を減免 ※初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
協定校	・全体の学習成績の状況が4.3から5.0までの入学者全員に、初年度年間学費の4割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.5から4.2までの入学者全員に、初年度年間学費の3割を減免 ・全体の学習成績の状況が3.0から3.4までの入学者全員に、初年度年間学費の2割を減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の2割を減免 ※初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
スポーツ・文化活動	・入学者全員に、初年度年間学費から200,000円を減免		○
一般	・総合点が80%以上の入学者全員に初年度年間学費の半額を減免 (A日程のみ)	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の半額を減免 (A日程のみ)	○
共通テスト利用	・総合点が80%以上の入学者全員に初年度年間学費の半額を減免 (A日程および一般併用受験者のみ)	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の半額を減免 (A日程および一般併用受験者のみ)	○

総合型選抜（ファミリー）	・全体の学習成績の状況が 4.3 から 5.0 までの入学者全員に、初年度年間学費の 3 割を減免 ・全体の学習成績の状況が 3.5 から 4.2 までの入学者全員に、初年度年間学費の 2 割を減免 ・全体の学習成績の状況が 3.0 から 3.4 までの入学者全員に、初年度年間学費の 1 割を減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費の 2 割を減免 ※毎年審査し、初年度の学費減免が対象でない者も該当する。	○
総合型選抜（オープンキャンパス参加）			○
総合型選抜（特待生奨学金）	・入学者全員に、初年度年間学費から選抜結果に応じて全額・7 割・5 割・3 割のいずれかを減免	・前年度の学業成績が優秀な者に、年間学費を減免（初年度減免率を適応）	○
総合型選抜（活動評価）			○

○入学者全員が、入学後から 2 年間、資格講座を無料で受講できる。

表ⅡA-8 外部検定試験評価加点点表

評価点	30点	20点	10点
実用英語技能検定 〔(公財) 日本英語検定協会〕	準1級以上	2級	準2級
TOEIC®L&Rテスト 〔(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会〕（IPテスト除く）	730点以上	500点以上	450点以上
日商簿記検定 〔日本商工会議所〕	—	2級以上	3級
全商簿記実務検定 〔(公財) 全国商業高等学校協会〕	—	1級	2級

※2021 年度入試は活動報告書に集約し、加点点評価を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により各種検定試験が中止となっている状況を鑑み、導入を延期し、外部試験による加点点は全て中止とした。

また、2018 年からは本学卒業生からそれぞれの出身高校に対し、後輩へのメッセージや、短大で学んだこと、就職先等を記載したメッセージカードを進呈することで、大学入学後の成長等を可視化し、高等学校との関係強化に努めている。

[テーマ II-B 学生支援]

<根拠資料>

- II-B-1-1 シラバス（一部抜粋）
- II-B-1-2 渺望 vol. 14
- II-B-1-3 渺望 vol. 15
- II-B-1-4 渺望 vol. 16
- II-B-1-5 大学の事務組織（公式ホームページ）
- II-B-1-6 短期大学部における 5 年間の学習成果の測定・評価結果
- II-B-1-7 FD 推進部会議事録（2018 年 1 月 22 日、2017 年 4 月 17 日開催）
- II-B-1-8 教育支援システム「OGU-Caddie」（学生用ホームページ）
- II-B-1-9 図書館企画展示 先生おすすめの一冊
- II-B-1-10 図書館利用のご案内（学部生）（大学院生）
- II-B-1-11 Osaka Gakuin University Library Information（留学生：英語版）
- II-B-1-12 データベース講習会ポスター
- II-B-2-1 公式ホームページ「充実した修学支援」
- II-B-2-2 渺望 vol. 14
- II-B-2-3 渺望 vol. 15
- II-B-2-4 渺望 vol. 16
- II-B-2-5 FD 推進部会議事録（2018 年 7 月 23 日、11 月 19 日、12 月 17 日開催）
- II-B-2-6 FD 推進部会議事録（2019 年 10 月 21 日、11 月 18 日、12 月 16 日開催）
- II-B-2-7 入学予定者の集い開催について
- II-B-2-8 入学前教育の課題〔大学・短期大学部〕
- II-B-2-9 PHOENIX PLAZA
- II-B-2-10 海外提携大学一覧
- II-B-2-11 大阪学院大学外国人留学生規程
- II-B-2-12 外国留学規程〔短期大学部〕
- II-B-2-13 外国人留学生の受入れについて
- II-B-2-14 夏期・春期海外研修参加募集
- II-B-2-15 First-Step Study Abroad Program 2021
- II-B-3-1 公式ホームページ「学生に対する生活支援に関する方針」
- II-B-3-2 公式ホームページ「第 59 回岸辺祭」
- II-B-3-3 年度別入寮者数
- II-B-3-4 年度別物件登録件数・紹介件数
- II-B-3-5 年度別防犯講習会参加者数
- II-B-3-6 公式ホームページ「奨学金等制度」
- II-B-3-7 年度別白井奨学生採用者数
- II-B-3-8 年度別入試制度による減免者数
- II-B-3-9 年度別入試制度による資格講座受講料免除の学生数
- II-B-3-10 年度別企業後援会奨学金給付状況表
- II-B-3-11 年度別日本学生支援機構奨学金企業後援会奨学金貸与状況表
- II-B-3-12 年度別学費サポートプラン利用件数
- II-B-3-13 年度別保健センター利用状況内訳表
- II-B-3-14 年度別健康診断受診者数と受診率

- Ⅱ-B-3-15 年度別スポーツ検診受診者数と受診率
- Ⅱ-B-3-16 年度別定期健康診断受診者の喫煙率
- Ⅱ-B-3-17 公式ホームページ「学生相談センター」
- Ⅱ-B-3-18 年度別学生相談センター利用者数
- Ⅱ-B-3-19 外国人留学生対象入学前オリエンテーションの実施案内
- Ⅱ-B-3-20 年度別身体障がい有する学生数
- Ⅱ-B-3-21 年度別発達障がい有すると思われる学生数
- Ⅱ-B-4-1 支援行事予定表
- Ⅱ-B-4-2 支援行事開催案内
- Ⅱ-B-4-3 保護者向けイベント案内
- Ⅱ-B-4-4 海外留学プログラム 2019
- Ⅱ-B-4-5 「留学カフェ」～前編・後編～
- Ⅱ-B-4-6 I-Chat Lounge 案内

【区分Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

【区分Ⅱ-B-1 の現状（進捗状況）】

学習成果の獲得に向けた教育資源の有効活用について、教員の責任に関しては、担当授業科目毎に作成したシラバスに掲載した「到達目標」及び「評価基準・方法」に基づき、学生の

学習成果の獲得状況を評価するとともに、授業評価ならびにループリックの結果により、適切に学生の学習成果の獲得状況や教育目的・目標の達成状況を把握・評価することで継続的に、改善に努めている(Ⅱ-B-1-1・2・3・4)。また、学習指導については、ゼミナール担当教員が担任として指導することを基本としており、履修、卒業に対する指導をはじめ、学生生活全般について相談や助言を行っている。

本学の事務組織は併設大学と一体化しており、各部署の所属長は事務職員に対し、教育目的・目標を達成すべく学習成果の認識ならびに獲得を積極的に進めており、各部署の事務職員はそれぞれの職務を通じて学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。(Ⅱ-B-1-5)

特に教学関係については、教務事務室教務課は学科の教育特性を十分に理解し、教員および他部署とも連携しながら、学習成果の獲得に向けて必要な支援と指導に努めるとともに、学生の履修登録から履修状況や単位取得状況の確認、資格取得、卒業等に至るまで学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。さらに、教務事務室教務課の事務職員は、学生の担任として、適宜面談等を行い学生個々の学習状況やキャリアにおける就職活動状況等の把握に努めており、所属部署の職務を通して適切に学生の学習成果の獲得状況や教育目的・目標の達成状況を評価し、改善を図っている。また、毎年実施する自己点検・評価ならびにFSD 活動等により学科教育と学習成果の測定結果が報告(Ⅱ-B-1-6)され、学生の学習成果の獲得状況に関する理解を図っており、全学的に教育目的、教育目標の達成状況としての学生の学習成果等を把握することができている。

教職員の技術的資源の有効活用に関しては、授業内容に応じてPC 教室やアクティブラーニングスペースを使用し、パワーポイントやプロジェクタを用いたIT 関連の授業を行っており、さらに、実際にビジネスの現場での経験ができるよう設計されたビジネス実務演習室があり、「ビジネス実務演習」などで使用されている。その他、LMS である OGU-Caddie や携帯電話で学生生活をサポートする本学独自のシステムであるモバイルキャンパスサポート(OGUS)によって、個人別の授業時間割、休講情報、試験情報や緊急連絡情報の提供をはじめ、授業における教材提供や課題提出などアクティブ・ラーニングや、学生の予習復習などを幅広く支援している。

また、FD 推進部会においても、105 分授業の有効な進め方や(Ⅱ-B-1-7)、OGU-Caddie の積極的な利用方法について意見交換を行い(Ⅱ-B-1-8)、組織的に学習成果の獲得に向けた学習支援方法について検討し改善を図った。

教職員は、学生の学習向上のために図書館の利用について、図書館事務室職員と連携し、「総合基礎ゼミナールⅠ」の授業を利用して、新入生全員を対象に図書館の体系的利用指導を行っている。また、図書館活用への取り組みとして、教員からの推薦図書を扱った企画展示「先生おすすめの一冊」や、各種イベント、利用に関する情報について図書委員を通じて、OGU-Caddie で教員および学生全員に配信することで、図書館の利用を促したり(Ⅱ-B-1-9・10・11)、データベースセミナーを開催している(Ⅱ-B-1-12)。

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、前期開始当初から遠隔授業を行った。具体的には、オリエンテーションにおいて1 日だけ対面でのオリエンテーションを実施し、zoom、caddie (LMS) 等の使用方法について操作方法、教員との連絡方法について指導、連絡し、遠隔授業(caddie によるオンデマンド型、zoom による双方法型、両者併用のハイフレックス型)を行った。ただし、インターンシップなどの遠隔での実施が困難なものについては、感染対策を実施のうえ、対面での実施を行った。また、企業での実習も、対面、遠隔での実施でなされた。

各学期終了後には、遠隔授業の実施方法について各教員からの報告を収集し、FD 推進部会

で集計した結果の報告、遠隔授業の実施方法についての意見交換、遠隔授業の利点、欠点などについて議論し、今後の方向性について確認を行った。

表ⅡB-1

		前期後期	前 期	後 期
授業の内容	遠隔（オンデマンド）の回数	9.78 回	13.08 回	5.50 回
	遠隔（双方向）の回数	9.53 回	12.45 回	4.17 回
	対面の回数	9.45 回	2.80 回	11.41 回
	双方向・対面の両方の回数	12.73 回	12.25 回	13.29 回
参加状況	遠隔（オンデマンド）の平均出席率	90 %	95 %	86 %
	遠隔（双方向）の平均出席率	93 %	93 %	92 %
	対面の平均出席率	78 %	53 %	83 %
	双方向・対面の両方の平均出席率	71 %	61 %	81 %
課題の提出状況	課題の回数	12.35 回	15.06 回	9.94 回
	課題の平均提出率	85 %	84 %	86 %
	合格率	86 %	76 %	96 %

【区 分 Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (8) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (9) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

【区分Ⅱ-B-2の現状（進捗状況）】

組織的な学習支援については、明文化された「修学支援に関する方針」の下(Ⅱ-B-2-1)、学生の支援体制を整備し、ゼミナール担当者を中心に、各学期オリエンテーションを実施し、全ての教職員が積極的に学生に関わり合いを持ち、学習支援室の利用、学生生活、将来の進路に関するアドバイスを行い、授業に関する質問や相談に応じられるようにしている。また、基礎学力が不足する学生に対しては、学習支援室において、専門的な学習の前提となる基礎学力を強化する補習授業や個別指導を行っており、学生の学習全般の相談にも応じ、勉学が進むようアドバイスしている。また、新入生全員に対して基礎学力チェック(テスト)を課し、その結果を集計・分析することにより、補習が不可欠な学生を組織的に把握するとともに、学習支援室での早期の修学サポートへと繋げている(Ⅱ-B-2-2)(Ⅱ-B-2-3)(Ⅱ-B-2-4)。

さらに、教職員間で情報を共有するため、成績や出席が思わしくない学生や、心の悩みに

関するケアなど見守りが必要な学生について、FD 推進部会において事務局も交え情報交換を行っている(Ⅱ-B-2-5)(Ⅱ-B-2-6)。

入学手続き者に対しては、学生生活を円滑にスタートさせるために、次の通り入学前教育、入学予定者の集い、およびホームページに入学手続き者を対象とした特設サイトを開設している。また、入学後は、時間割編成方法、学習方法、学生生活の過ごし方等について、入学時のオリエンテーションおよび1年次ゼミナールで指導を行っている。

① 入学前教育

本学教員が作成した「入学前教育の課題」を入学予定者に提出させ、指導を行っている。課題は、文章表現力の確認と伸長に注力することにより、入学後のインターンシップや就職活動への意識を高めるよう努めている。また、写真やイラスト等を活用した表現法を促し、入学後の自己紹介プレゼンテーション(ゼミナール)で発表させている。(Ⅱ-B-2-7)

② 入学予定者の集い

入学予定者を対象に「入学予定者の集い」を実施し、知己を得ることを主目的に、在学生が主導し、ゲーム等を通じて友達作り主に置きつつ、学生生活を説明している。(Ⅱ-B-2-8)

③ 特設サイト「PHOENIX PLAZA」の開設

入学予定者の入学前の不安や疑問を解消するための特設サイト「PHOENIX PLAZA」をホームページ上に開設している。本サイトでは、入学後に利用できる各種プログラムの紹介や、入学予定者のよくある質問への回答等を掲載し、新入生が入学後に関わる全てを網羅した内容としている。(Ⅱ-B-2-9)

留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)については、国際センターが窓口となり、海外諸大学との提携(Ⅱ-B-2-10)や提携大学等からの外国人留学生(交換留学生・一般留学生)の受入れ(Ⅱ-B-2-11)と提携大学等への交換留学生や認定留学生の派遣(Ⅱ-B-2-12)などの諸活動を行っている。

提携大学等からの外国人留学生の受入れについては、現在は本学としての受入れは行っておらず、併設大学の外国人留学生受入れ制度において行っている(別表Ⅱ-1)。なお、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴いオンラインでのプログラムとして実施した(Ⅱ-B-2-13)。

一方、本学の派遣留学制度には、提携大学との大学間協定に基づいた交換留学制度と、協定の有無にかかわらず本学が認めた海外の高等教育機関に留学する認定留学制度がある。また提携大学等の協力を得て、異文化コミュニケーション技能や異文化への適応力の養成および国際理解を深めることを目的とした海外研修(語学研修、カルチャー研修、インターンシップ研修)を夏期および春期に実施(Ⅱ-B-2-14)、さらに2018年度からは1年次生のみを対象としたFirst-Step Study Abroad Program(以下FSSAP)を夏期に実施している(Ⅱ-B-2-15)。

2017年度以降については、交換留学や海外研修への参加者はなく、また2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、交換留学、認定留学および夏期の海外研修とFSSAPは中止となった。

【区分Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティーに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための設備を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

【区分Ⅱ-B-3の現状（進捗状況）】

本学では、学生の生活支援に関する方針を定め、本方針に基づき、経済的支援・ハラスメント防止・障がい学生支援・健康管理・安全衛生・課外活動支援等について、学生部が中心となり学生部委員（教員）および担当部署である学生課をはじめ、本学教職員が協力しながら学生の支援を行っている。このことについては、ホームページに掲載するとともにオリエンテーション等で説明をしている（Ⅱ-B-3-1）

また、本学学生は、キャンパスを共有している併設大学と共同の教育・研究環境にあり、課外活動（使用施設・練習環境）等も同様に行われている。このため、本学と併設大学の共同組織である学生部が主に中心となり、学生部委員（教員）、学生指導・厚生指導の担当部署（事務組織）、本学教員等が協力して学生の生活支援について組織的に取り組んでいる。

本学では、経済的支援、生活相談、学生の健康管理、安全・衛生、身体障がい・メンタルヘルスケア、学生の住居関連、ハラスメントの防止、課外活動等について、学生部委員会や教授会において検討・評価を行っている。自己管理のできる学生の育成を目指し、関係部署がゼミナール担当教員等と協力しながら学生指導や支援に努めている。留学生に関しては、本学と併設大学との共同組織である国際センターが窓口となり学生課など関係部署と協力しながら学生生活を支援している。社会人学生の学習等については、同様に教務課やエクステンションセンターが支援業務を行っている。

学生の自主性や協調性を養い、豊かな人間性を培う場でもあるクラブ・サークル活動については、併設大学と共同のクラブ・サークルに加入し、キャンパス内の施設で併設大学生と一緒に活動をしており、その参加を促している。

本学がその活動を公認しているクラブ・サークルは、「独立クラブ」・「体育会クラブ」・「文化会クラブ」・「サークル」に区分される。

また、すべてのクラブ・サークルには専任教職員を顧問としておき、学生の指導や相談等を行い学生とのより良い関係を保っている。特に指導者の充実がクラブ活動への参加やクラブの活性化に繋がると考え、大学が強化指定している「ユニバーシティクラブ」9団体は、専属の監督・コーチやチームドクターの補強など充実が図られ、クラブの活性化をはじめクラブ生の確保や戦績の向上にも大きく貢献している。

2020年度の加入率は1.9%となり、4か年平均12.2%を大きく下回っている。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年4月に行っている新入生歓迎会を対面で実施できなかったためと考える。

表Ⅱ-B-3-1 所属団体別部員数

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
体育会	部員数	0 名	2 名	2 名	1 名
	比率	0.0%	2.6%	1.9%	0.9%
	団体数	29	29	29	29
文化会	部員数	3 名	3 名	6 名	0 名
	比率	5.7%	3.8%	5.7%	0.0%
	団体数	21	21	21	21
独立	部員数	2 名	0 名	0 名	0 名
	比率	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	団体数	6	6	6	6
サークル	部員数	3 名	8 名	4 名	1 名
	比率	5.7%	10.3%	3.8%	0.9%
	団体数	33	27	17	18
加入者数		12 名	13 名	12 名	2 名
加入率		19.0%	16.7%	11.3%	1.9%
在籍者数		63 名	78 名	106 名	106 名

* 在籍者数は各々5月1日現在の在籍者数を示す

秋の学園祭（岸辺祭）には、クラブ・サークル生のみならず一般学生もゼミナールを通じての模擬店出店など、大学行事への積極的な参加を促している。毎年、短期大学部1年次生と2年次生が各学年で模擬店を出店して、学生間の交流を深めている。2020年度は、岸辺祭を1年次生（2020年度入学生）を対象とした新入生歓迎イベントとして対面で開催し、10名が参加した。（Ⅱ-B-3-2）

試合観戦しながら仲間の活躍を学生や教職員が一緒になって応援できるよう併設大学と一緒に「スポーツ応援会」を実施している。これは試合に活気を与えるとともに、クラブに対する理解、価値観や感動の共有による仲間意識、愛校心や大学への帰属意識の向上に繋がっていると考えられる。「課外イベント」として2019年度は明治なるほどファクトリー大阪の工場見学を実施し、本学学生が合同ゼミの形で64名の学生が参加し、教員と一緒に親睦を深める良い機会が提供できている。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「スポーツ応援会」「課外イベント」を中止している。

学生のキャンパスアメニティー施設については、庶務課がその整備や充実に努め、学生が学内施設を便利に利用できるよう配慮している。学生食堂2店舗、コンビニエンスストア1店舗とあわせて、ベーカリーショップ1店舗とカフェテリアを2店舗設置しており、本学と併設大学が共用している。

2020 年 10 月に、高感度セレクトショップで長年バイヤーを務めた永原太蔵氏がディレクションを担当し、スタンド形式のセレクトショップとして「STANDSEVEN」大阪学院大学店をオープンした。「STANDSEVEN」は、学生たちの感性を刺激し、授業では学べない広い世界との関わり方や知見などを育むことを目指し、また、学生が大人になることに対して無限の夢を見られる場所であると同時に、大人にとっても新しい学びや刺激が生まれ、再び大学と関わることのできる場所にしたい。との思いが込められている。

学生の住居関連については、業者等に協力を得ながら学生課において安全で快適な寮や下宿の紹介を行うことで、学生が安心して生活ができるように支援している。

本学の学生寮は大学の指定する委託寮の形態で運営され、常時大学と連絡を取り合うとともに、寮生が安心して生活できるようにこれまでも学生や保護者から意見を聞くとともに、寮との連絡を密にしながら、生活や安全・衛生面等の向上に努めている。

女子寮のヒル・コートは、入寮定員 88 名で、一人部屋（約 9 畳）に、机・ベッド・ロッカー・冷蔵庫備え付けで、専用キッチンでの自炊形式をとっている。オープンキャンパスや入試説明会等で案内をしているものの、現在の女子学生には女子寮がイメージ的にマッチせず、入寮者数は、毎年若干名（0～2 名で推移）で入寮可能な状況にある。ただし、部屋の広さや経済的な面から女子寮を選択する意向も根強く、保護者が女子寮を選択するのは、安全面や衛生面等安心して生活できる場所であることも大きい理由である。

また、安全で快適な下宿紹介ができるよう、希望者に斡旋物件の紹介業務についての案内とともに、物件確保にあたっての注意事項や一人暮らしで安全に生活するための心構え等の情報を提供している。

なお、学生課で行う下宿紹介については、家主・業者等に事前に紹介手数料を取らないよう確認した物件のみ紹介している。物件紹介時のアンケートに加え、入学後に実際の生活について感想を聞くアンケートを作成し、一人暮らしの問題点や学生の意見の把握に努めている。（Ⅱ-B-3-3・4）

通学については、やむを得ない範囲においてバイクや自転車による通学を認めており、必ず指定の駐輪場に駐輪し、大学周辺の道路やマンション敷地内等に放置することのないよう指導している。なお、安全に通学できるようバイク通学の新規登録者を対象に、大阪府吹田警察署の協力のもと安全運転講習会を毎年 2 回（春・秋）実施している。

また、4 月のオリエンテーション時に新入生を対象に、大阪府警察本部との連携による防犯講習会を実施している。警察本部の担当者が演劇により具体例を示しながら、通学時のカバンの持ち方や歩く際の注意点、防犯ブザーの携帯方法、電車内で痴漢を避ける乗車位置、親元を離れて一人暮らしをする女性に対する防犯知識など、女子学生の身近な問題について入学時の早い段階から具体的に教わり・理解を深めている。

性犯罪被害の減少に向けては、大阪府内の大学と大阪府警察本部・署が連携し、防犯対策に取り組む「防犯キャンパスネットワーク大阪」に加盟し、女性被害相談窓口を学生課に設置している。

なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、防犯講習会および安全運転講習会（春）を中止し、安全運転講習会（秋）をオンラインで実施している。（Ⅱ-B-3-5）

奨学金等の経済的支援措置に関しては、生活支援に関する方針に基づき、経済的支援を必要とする学生が、適切な措置を受け、継続的に安定して修学できるよう、本学独自の奨学制度と、学外の多様な団体による奨学金について周知を図るとともに、学生課を窓口として、個々の生活状況に応じた助言・指導を行っている。（Ⅱ-B-3-6）

学費減免の白井奨学生制度は、本学の模範生として活躍が期待される学生を選考委員会に

において学業分野、スポーツ分野、社会・文化活動分野の3分野で採用している。(Ⅱ-B-3-7)

入試制度に付随した学費減免は、学生部が入試事務室と連携しつつ運営と検証に当たっている。入試成績優秀者への初年次減免措置に加え、入試制度により、前年度の学業成績に応じて2年次の減免も行っている。近年は、減免に代えて課外の資格講座受講料を免除するといった、経済支援と修学向上を組み合わせた施策も取り入れている。(Ⅱ-B-3-8・9)

経済的支援を必要とする優秀な学生に対しては、年間学費相当額(入学金を含む)を給付するAO入試特待生奨学金型を設けている。

企業後援会奨学金は、本学を後援する企業からの寄付金を私立学校振興・共済事業団の基金にプールしておくことにより、複数年での消化が可能となっているもので、自由公募とスポーツ分野に分けており、選考委員会において適切に対象学生を採用している。(Ⅱ-B-3-10)

学生奨励金「夢を実現させよう」は、学生生活の活性化や学生のチャレンジ精神の喚起するために設けた奨励金制度であるが、近年は申請者がいない状況である。

本学以外の奨学金については、日本学生支援機構奨学金(貸与)を中心に、地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金(給付・貸与)が受給されている。(Ⅱ-B-3-11)

地方公共団体や公益財団法人等によるその他の奨学金(給付・貸与)については、それぞれの資格要件や基準に基づき募集を行っているが、日本学生支援機構奨学金を選択する学生が多く、資格要件や基準に当てはまらない場合があり、近年は応募者がいない状況である。

教育ローンとして信販会社(オリエントコーポレーション)との提携により、学業成績に関係なく保護者の一時的な経済負担を軽減できる「学費サポートプラン」のパンフレットを送付しており、また、窓口等においても配付し周知している。(Ⅱ-B-3-12)

本学の健康支援では、心身に問題を抱えた学生を温かく受け入れ、自己解決策を見だし、健康を自己管理できるような学生を育成することが重要であると考えている。そして、保健センター・学生相談センターをはじめ全学で学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング等における支援や取り組み等を行うことで、学生の健康保持・増進および安全・衛生についての向上に努めている。

学生および教職員の健康管理のために保健センターを設置している。同センターでは、応急措置・健康相談・医療機関や学生相談センターの紹介・血圧・体重・体脂肪率などの測定を行っている。(Ⅱ-B-3-13)

学校保健安全法に基づいて毎年1回定期健康診断を実施しており、2020年度の受診率は98.1%となり、4か年平均98.6%を下回っている。要因としては、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業が大半を占め、実際に大学に通学する学生が減少したためと考えられる。(Ⅱ-B-3-14・15)

喫煙対策の把握資料として定期健康診断時等で受診者の喫煙状況の調査を実施しており、2020年度の喫煙率は1.9%となり、4か年平均2.3%を下回っている。(Ⅱ-B-3-16)

充実した学生生活を送るため、学生相談センターを開設している。現在、同センターは、週6日学生の総合的な相談に応じ、学業や将来の進路、対人関係や心身の健康など、日常における様々な相談や質問を受付けている。センタースタッフとして配置している専門のカウンセラーとともに考え、話し合うことにより学生が主体となって解決の糸口を発見できるようサポートを行うとともに家族からの相談にも対応している。また、ホームページやリーフレットでもわかりやすく明示し、学生相談センターの利用の周知に努めている。

支援を必要とする学生の早期発見に繋がたいと考え、週2回学生相談センター以外の保健センター(午前)・学習支援室(午後)に、別途カウンセラーを1名配置し、学生からの相談や話を聴き・見守りを行うことで、スムーズな学生生活が送れるよう支援している。(Ⅱ-B-3-17)

学生相談センターの相談内容は「心理相談」が大半を占めている。その多くが、学生生活への不適応で、その内訳は人間関係・進路変更・発達障がい・知的障がい・精神障がいなどである。このうち、発達障がい・知的障がいについては、本人とともに家族にもカウンセリングを行うことが増加している。特に保護者からの相談では、学内において居場所を築くことができず不登校になる場合や、家庭内の問題がその一因となる深刻なケースもあり、保護者のカウンセリングも必要とされている。精神障がいについては、本学に協力を願っているクリニックに対応を依頼するケースや本人が通院しながら当センターのカウンセリングを利用するケースなどがあり、外部医療機関との連携を図りながら支援している。

また、「ケース報告会」を半期に1回開催し、学生支援の内容や対策等について改善を目指して話し合いを行っている。また、カウンセラー間の情報交換や事務職員との連絡を密にしており、ケースにより必要に応じ随時開催することで対応している。(Ⅱ-B-3-18)

本学では、1999年に「セクシュアル・ハラスメントに関する人権委員会」を設置し、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発に取り組んできたが、セクシュアル・ハラスメント以外の様々なハラスメントについても防止の啓発を図るため、2018年に同委員会を発展的に解消し、新たに「セクシュアル・ハラスメント等に関する人権委員会」を設置した。

学生の窓口は、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントを含め、全て学生相談センターに一本化している。日頃から予防策として専用リーフレットを学内で配付している。なお、入学時のオリエンテーションではハラスメントの防止や相談窓口の周知を行っている。また、2年次生対象のマナー指導では、「社会人としてのマナーを身につける」を配付し、ハラスメントや暴力など相手の人格を傷つけることは許されない行為であり、人を思いやる心を大切にするよう指導を行っている。

なお、重大な事案が生じた場合には、セクシュアル・ハラスメント等に関する人権委員会の規程に基づき調査委員会を発足させ調査を行う。

学生生活や授業等に関する意見や要望については、これまで教員がオフィスアワーの時間帯や少人数のゼミナール・授業等において対応し、事務担当者においては個別に学生の声を聴くことで、教員・事務担当者や関係部署等と常に協議しながら対応するように努めている。

本学への正規留学生については、2020年度は1名在籍している。なお、留学生のための日本語クラスは開設していない。留学生に対する支援体制については、学習面に関しては教務課が履修登録等の支援を、生活面等に関しては学生課と国際センターが留学生対象の入学前オリエンテーションの実施、アパートの紹介、在留ビザの更新手続き等の支援を行っている。

外国人留学生への支援としては、外国人留学生のみを対象とした入学前のプレオリエンテーションを国際センター、学生課が中心となり実施しているが、2018年度にはキャリアセンターが、2019年度には教務課も加わり全学的な体制が整った(Ⅱ-B-3-19)。また、併設大学においては、学士課程に在籍する外国人留学生の日本語能力のスキルアップを目的とした「日本語Ⅰ・Ⅱ」と日本の大学で留学生活を送るために必要な実践的スキルを学ぶ「教養特別講義(日本の文化)」、「OGU教育」を開講しており、短期大学部留学生が希望すればこれらの授業への聴講は可能となっている。

社会人の学習を支援する体制については、科目等履修生制度および聴講生制度を設けており、担当窓口である教務課が手続等を行っている。

障がいを有する学生への対応としては、入試前に志願者から問い合わせがあった時点で入

学後の修学サポートについて十分説明し、必要に応じて学内施設設備を見学・体験を願う等、本人は勿論、家族或いは高校教員等の理解を得るよう努めている。

また、入学後に障がいの有ることとなった場合は、詳細な状況と必要な修学サポートを本人および保護者から聴取し、適切に対応している。

対応に関しては、個人情報保護に留意しつつ、他部局や教職員と連携し、体調等の推移を継続的に見守るよう努めるとともに、学生部の所管を超えるサポートについては、学生部が当該部局と緊密に連絡を取り、学生の不利益にならないよう万全の措置を講じている。

また、健康管理を担う保健センターと、メンタルケアを担う学生相談センターが、いずれも学生部の管轄であることが、円滑な支援に役立っている。加えて、事務局各部署の学生窓口担当者から成る連絡会を発足させ、障がい有する学生に係る情報の継続的な共有を図っている。(Ⅱ-B-3-20・21)

学生の社会的活動については、庶務課渉外係ならびに社会連携室が支援を行っている。また、学生が地域活動、地域貢献、ボランティア活動等において、本学の名誉を高めるような活躍を行った場合には、クラブ・サークル代表者連絡会においてこれまで学生部長表彰を行っている。また、顕著な活動や功績をあげた者を学位授与式において表彰している。

【区 分 Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。(4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。(5) 進学、留学に関する支援を行っている。 |
|---|

【区分Ⅱ-B-4の現状(進捗状況)】

短期大学部では、組織としてキャリアセンター委員会(大学と共同)を置き、キャリア支援を行っている。キャリアセンター委員会は、所長1名、副所長1名(2016年9月まで副所長2名)、各学部、学科から選出された委員8名で構成され、定期的に委員会を開催している。キャリアセンター委員会の活動等については、教授会にて適宜報告している。

教員、特にゼミナール担当者に、キャリア支援の協力依頼、情報の周知依頼等を行う体制にある。就職支援の組織としては、キャリアセンター(大学と共同)を整備し、学生の就職支援を行っている。学科担当システム制でキャリアコンサルタントの資格を持つ短期大学部担当者が配置されている。スタッフの内、3名の企業訪問担当が、卒業生の就職実績がある企業、求人票受付企業を始め、新たな求人情報を求め主に京阪神の企業を中心に訪問することで、大学が主催する企業説明会等への参加依頼に加えて、求人数の拡大を図っている。

さらに、本学の就職支援システムである「求人検索 NAVI」は、これまで求人情報の閲覧のみのツールとして活用していたが、2018度より、個人面談の予約や就職支援行事の申し込み等にも利用できるシステムとなっている。より多くの学生に対し、きめ細かな指導ができる体制を整えた。上記の体制を基盤として、以下のような各種支援を実施している。

1. キャリアチューター制度

早期に内定を得た学生が、就職活動を始めようとしている1年次生に対して様々なアドバイスを行う「キャリアチューター制度」を設けている。

また、合同ゼミナールにおいて内定者による就職活動体験報告会も実施している。

表ⅡB-4-1 キャリアチューター人数（人）

項 目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
キャリアチューター	17(0)	19(1)	18(0)	16 (2)	15 (2)

注) ()は内数で短期大学部生

2. 各種支援行事の実施

入学時から学生が卒業後の進路についてイメージし、キャリア意識が醸成できるよう、各年次や時期に合わせて段階的に多数のガイダンスや支援行事を実施している（Ⅱ-B-4-1）。

講義形式のガイダンスだけでなく、学生が主体的に学べるようなワークショップ形式も行っている。

また、企業説明会、業界セミナー、内定後の不安を払拭するとともに社会人基礎力を身につけることを目的とした「内定者のための社会人基礎力研修」（内定者研修）、ハローワーク等と協同での卒業年次生を対象とした企業マッチングフェアなども実施している（Ⅱ-B-4-2）。

3. 保護者向け行事の開催

保護者を対象に年3回の就職支援行事を開催している（Ⅱ-B-4-3）。5月に開催する初年次生の保護者を対象とした「初年次教育懇談会」は、子女の将来について親子で考えるきっかけの場となっている。

夏期に開催する「教育懇談会」は、教職員と保護者が子女の就学状況について懇談を行うものであり、就職に関する相談にも応じられる場となっている。本学への来場が難しい保護者に対しては、西日本を中心に地方会場を設けている。地方会場では、各県の就職支援担当者を招聘し、「Uターン就職相談コーナー」を設けている。

毎年12月に開催する「保護者就職説明会」は、後援会主催の行事である。基調講演と内定を獲得した学生の体験報告会を実施している。基調講演では外部の専門家を招き、昨今の就職状況を保護者が把握すると共に、子女の就職活動について理解する機会となっている。

いずれの行事も学生の参加が可能であり、保護者と学生で参加する場合も多い。

なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、「初年次教育懇談会」は中止し、「保護者就職説明会」は、実施内容を「就職講演および本学のキャリアサポート体制動画」の配信と、キャリアセンターのスタッフによる個別相談会へ変更した。

以上の行事開催時以外においても、随時、電話等での相談に応じており、保護者と共同して学生を支援できるよう努めている。

4. ゼミナール担当者との連携

キャリアセンターとゼミナール担当者が、連携・協力しながら、学生の就職活動を支援し、就職活動への準備、意識付けを行っている。進路希望の把握、指導から内定・決定情報の把握まで連携して実施している。

また、授業において適性検査の実施、面接練習、企業の人事担当者の講演、OGの講演など積極的に就職支援に取り組んでいる。

5. キャリアサポーター制度

2020年度より、キャリアセンター以外の本学スタッフが未内定者への進路状況の確認等を行う「キャリアサポーター活動」を開始した。他部署スタッフが学生への連絡業務の一部を担うことで、学生の状況を定期的に把握しつつ、キャリアセンタースタッフは、面談等に注力することが可能となり、個別の支援の強化に繋がった。

6. UIターン就職の促進

就職支援協定の締結や、UIターンの情報提供等を行うことで、地方自治体との連携を強め、地方での就職を希望する学生への支援強化を図っている。

7. その他の学生への支援

外国人正規留学生および障がいのある学生の就職支援のために、キャリアセンターに担当者を配置している。障がいのある学生については、就労移行支援所との連携も行っている。

上記の支援に加え、就職に資する資格取得サポートについては、全国大学実務教育協会認定資格や、エクステンションセンターでの「公務員試験対策講座」等の資格講座や MELOP（学内の会員制マルチメディア施設）での MOS の各種資格取得の支援を行っている。

就職状況については、キャリアセンター委員会にて就職率を報告し、教職員間で情報共有を行っているほか、大学主催の説明会の参加企業の選定やキャリアセンターの企業訪問担当者による求人開拓に活用している。

また、大阪学院大学と同一のキャンパスにある利点を生かし、大学の開講科目も履修できる単位互換制度があることで学修の幅が広がり、大阪学院大学の 3 年次に編入することも可能である。他大学への編入学を含め、大学への編入学を動機づけるための支援をゼミナール等の授業で行っている。

夏期・春期休暇を利用した短期間の海外研修や、世界 23 の国と地域の 59 大学から選ぶ交換留学もある。

卒業後に海外留学を希望する学生への進路支援については、国際センターに海外留学経験のあるスタッフが常駐し、学生からの留学に関する相談を受ける体制を整えている（Ⅱ-B-4-4）。特に 2020 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対面での留学相談が困難であったため、オンラインによる留学説明会「留学カフェ」を実施、交換留学経験学生と直接話ができる場を提供した（Ⅱ-B-4-5）。また国際センターでは、インターナショナル・チャット・ラウンジ（以下 I-Chat Lounge）を開設しており（Ⅱ-B-4-6）、ここでは、本学学生が外国人スタッフと主に英語でのコミュニケーション体験ができ、短期の海外研修への参加予定者の事前のトレーニングの場としても活用されている。

【テーマ Ⅱ-B 学生支援の課題】

学習成果の獲得には、まず学生個々の学習成果の把握が必要と考える。その上で、それを学生に伝える方法、改善する具体的な支援方策をどのように提示するかについて検討を行っていく必要がある。

学生支援の一環として設置していた本学学生向けフリースペース「短期大学コミュニティラウンジ」について、在学生の増加により手狭になり、それまでの運用が困難となるという問題が発生し、改善課題となった。2018 年、その状況を改善すべく、もう 1 教室コミュニティラウンジを増やすべく、従来の隣の教室に改修工事を施し追加した。そのことにより、学生が学習や研究発表を行うアクティブラーニングに活用する教室と、憩いの広場として使用で出来る、フリースペース教室が生まれ、学生の学習支援ならびに学校生活支援を両立することが出来るようになった。

学生への経済的支援については、年度により経済状況や支援を必要な学生の状況も変化しているので、奨学金について支援が必要な学生に対する更なる周知に努め意欲のある学生の出願を促していくとともに、学業成績や資格取得等の向上に繋がる経済的支援の更なる充実に努めていかねばならないと考える。

進路支援に関する各種支援行事・イベントへの参加については、掲示物やガイダンスの説明、ゼミナールでの呼びかけなどによって周知しているが、伝達方法のさらなる強化を行っていく必要がある。

留学関係については、海外留学や海外研修に興味を示す学生が少なく、いかにして学生に

興味を持たせられるかが課題である。

【テーマ II-B 学生支援の特記事項】

学生支援については、ゼミナール担当者と教務事務室の担当者が基本となるが、それ以外の教職員も積極的に学生に関わり合いを持ち、学習支援室の利用、学生生活、将来の進路に関するアドバイス等を積極的に行っており、教員と事務職員、事務局間が連携し、学生個々の情報を共有し、必要に応じて関係部局とも連携し組織的に取り組んでいる。これにより、本学ではこれまで大きな事故や事犯の発生もなく、生活支援の方針のもとにこうした支援の取り組みや指導が向上できているものと評価できる。今後も生活支援の方針に従い、教授会や本学と併設大学の共同組織である学生部が中心となり、今後も取り組みを実施していかねばならない。

また、短大生専用のコミュニティラウンジは、授業の予習、復習のために利用できるだけでなく、教員との交流の場ともなっている。

技術的資源である教育支援システム OGU-Caddie は、単に教材を提供したり、課題を提出する場というだけでなく、アクティブラーニング型の授業実施の支援、学生の予習復習の場として活用されている。また、同システムは、いつでもどこでも講義に参加できる COD(クラスオン デマンド) をコンセプトに構築したシステムで、自宅等学外や学内設置のコンピュータから利用できることはもちろん、個々のスマートフォンとの連携も容易であることから、学生、教員にとって使い易い設計となっている。

進路支援については、キャリアセンターでの各種支援に加え、授業における適性検査の実施や面接練習等、教職員が連携して就職支援に取り組んでいる。

また、エクステンションセンター、MELOP を活用した資格取得支援、大阪学院大学との単位互換、編入学制度等、学内の施設や大学との同一キャンパスである利点を活用した多様な進路支援を提供している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画】

教育課程と学生支援に関する『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、次のとおりである。

- ・教育課程については、「短期大学生調査」による他校との比較だけでなく、ルーブリックを用いた「学生の自己評価による学習成果の測定」（成長実感調査）と「教員の成績評価による学習成果の測定」（客観的調査）で学習成果を多面的に把握できる仕組みを教育開発支援センターと連携し構築した。また、インターンシップに関連し、外部の企業に対しての調査を継続的に実施することができた。
- ・学生の受け入れについては、各種広報媒体の作成や学生募集活動にあたる広報課との連携を密にするとともに、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、従来から行っている進学説明会や高校訪問、ネット媒体等を通じた PR 活動や、オープンキャンパスや入試相談会等のイベント内容の改善・強化に加え、WEB オープンキャンパスの新設や入試情報サイトの刷新、各種イベントにおけるオンライン対応などで入学定員充足に努めたが、2021 年度入学者選抜においては、募集人員 50 名に対して入学者 41 名（充足率 82%）と入学定員を充足することはできなかった。
- ・進路支援については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、支援行事をオンラインで実施した。個人面談も、学生の希望に合わせオンラインと対面の選択を可能にし、対面の

面談同様の履歴書添削や、実際の選考がオンラインで行われることをふまえ面接練習も実施し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、就職支援の強化に努めた。

- ・教育課程の見直しについて、専任教員の年齢層の隔たりを解消すべく 50 代の新任教員を採用し、併せて次年度に向け 30 代の専任教員の採用を進めた。また、教務関係自己点検・評価委員会ならびに経営関係自己点検・評価委員会において、その適切性を検証した。
- ・学習成果の獲得に向けた教育資源の有効活用については、教育支援システム OGU-Caddie の活用が挙げられる。同システムは、LMS としての利用だけでなく、重要情報の伝達など多目的に利用されることとなった。そのため、時間帯によってはアクセスが集中し、回線不良の状態が垣間見られた。ただし、抜本的な改善に着手し対策された後はアクセスの不具合は解消した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面授業から遠隔授業に移行する必要が生じたことにより、学生用ホームページ上の OGU-Caddie の利用マニュアル（Ⅱ-B-1-8）を周知し、その他にも、遠隔授業で利用する ZOOM などのアプリケーションのクイックマニュアルも自宅等学外からすぐに確認できる措置を講じた。
- ・入学手続き者に対する情報提供については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施形態を変更せざるを得ない状況であったが、Web を活用する等の対応により、出来得る範囲で入学手続き者に対して学生生活を円滑にスタートさせるための各種取り組みを実行することができた。
- ・学生のキャンパス・アメニティに関しては、ブックセンター（紀伊國屋書店）に、ファッション、カルチャーにまつわる要素で構成された、スタンド形式のセレクトショップ「STANDSEVEN 大阪学院大学店」をオープンさせた。
- ・国際交流に関しては、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みに関しては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、海外研修がオンライン実施となったため、参加学生の事前・事後研修の個人課題やレポートをオンラインプログラム用に変更して対応した。また、学習成果の獲得に向けた組織的な学習支援に関しては、オリエンテーションや授業内で、海外研修への参加を働きかけていく予定であったが、2020 年度はコロナ禍の中で困難となり、次年度への継続課題とする。学習成果の獲得に向けた組織的な学生の生活支援に関しては、短期大学部に入学予定の外国人留学生を対象とした入学前のプレオリエンテーションを全学的に実施、入学後の在留資格の更新手続きについて具体的な指導を行うなどより留学生のニーズにあった説明を行うことができた。進路支援に関しては、留学に対する支援として、コロナ禍において、国際センターの各種留学プログラムの募集説明をオンラインで実施、また I-Chat Lounge での英会話練習もオンラインと対面で行うことができた。
- ・図書館においては、図書館の企画展示の内容などを OGU-Caddie で学生全員に配信した。

教育課程と学生支援に関する『改善計画』は、次のとおりである。

- ・教育課程については、学習成果の測定及び教育目標の達成度を可視化するとともに、教育効果を測るために、学位授与方針に示した学習成果が身についたかを今後も継続して多面的に測定していく。
 - ・学生の受け入れに関しては、各種広報媒体の作成や学生募集活動にあたる広報課との連携強化を継続し、引き続きターゲットを絞った有効な広報手段や対面に限らない広報方法の検討・実施に努め、入学定員充足に努める。
- また、学生の受け入れ方針の適切性の点検・評価を行う際に、高校訪問等を通じて協定・指定校関係にある高等学校教員の意見を定期的に伺い、客観的な視点を取り入れるとともに、新学習指導要領の内容を踏まえた内容への見直しを検討していく。

なお、各入学者選抜制度に応じた学費減免制度や資格講座優遇制度は、社会情勢や入学者のニーズをもとに入試委員会において随時点検を行いながら継続設定し、入学者の経済的負担の軽減、ならびに資格取得を支援していく。

- ・学生支援については、今後も学生の声を聞くとともに、学生を取り巻く社会状況等にも注目しながら、学生が健康で安全・安心して有意義な大学生活を過ごすことができるよう更なる支援体制の整備や取り組み内容の改善に努める。また、障がいのある学生に対する支援については、障がい者差別解消法の施行を踏まえ、学生部、教務部および就職部を中心に「障がい学生支援に関する基本方針」を策定し、2021年4月に公表できるよう準備を進めていく。
- ・進路支援については、各種支援策の内容を維持しつつ、支援がより多くの学生に行き渡るよう、ダイレクトメールを活用する等周知方法の強化を図る。
- ・三つの方針をはじめ教育課程と学習支援の適切性について、毎年実施する自己点検・評価において点検し、さらなる改善に努める。
- ・国際交流に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えない中、次年度においても海外研修のオンライン実施の可能性があるため、参加学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みにさいて、引き続き、オンラインプログラムでも対応出来るよう考慮していく。また、留学生の派遣(長期・短期)については、新型コロナウイルスの感染拡大が続くことを見据え、次年度においてもオンライン海外研修を企画し、学生に参加を働きかけていく。在籍する外国人留学生への学習及び生活を支援する体制については、入学前のプレオリエンテーションにおいて、引き続き留学生のニーズにあった説明を行っていく。なお、留学に対する支援については、引き続き、国際センターの各種留学プログラムの募集案内や I-Chat Lounge での英会話練習をオンラインと対面の両方で行っていく。
- ・図書館については、OGU-Caddie で図書館の情報を発信するだけでなく、どれだけの学生が情報を見ているか結果を追跡し、図書館の活性化および利用促進のための方策を検討していく。

別表1 入学者選抜制度新旧表

旧(変更前)	新(変更後)	備考
併設高等学校推薦入試	学校推薦型選抜 〔併設高等学校A推薦・B推薦〕	※1 ※2 ※3
併設高等学校 スポーツ・文化活動推薦入試	学校推薦型選抜 〔併設高等学校S推薦〕	※2
指定校推薦入試	学校推薦型選抜〔指定校〕	統合
特別指定校推薦入試		※3
協定校推薦入試	学校推薦型選抜〔協定校〕	※3
スポーツ・文化活動推薦入試	学校推薦型選抜 〔スポーツ・文化活動〕	
公募制推薦入試 〈基礎力検査/小論文・面接〉	学校推薦型選抜〔公募推薦〕 〈スタンダード/高得点重視/ 小論文・面接〉	※1 ※2
外国人留学生推薦入試	学校推薦型選抜〔外国人留学生推薦〕	※4
ファミリー推薦入試	総合型選抜〔ファミリー〕	

ＡＯ入試（オープンキャンパス参加）	総合型選抜 〔オープンキャンパス参加〕	※1
ＡＯ入試（特待生奨学金型）	総合型選抜〔特待生奨学金〕	
ＡＯ入試（活動評価型）	総合型選抜〔活動評価〕	統合
資格推薦入試		※1 ※3
一般入学試験 〈2 教科選択型/高得点 1 教科型/ 総合評価型〉	一般選抜〔一般〕 (2 教科選択/1 教科選択/ 教科・小論文・面接)	※1 ※2
—	一般選抜 〔共通テスト利用（一般併用）〕	新設 ※2
センター利用入試（1 教科）	一般選抜 〔共通テスト利用（2 教科/3 教科）〕	※1 ※2
外国人留学生一般入学試験	一般選抜〔外国人留学生一般〕	※4

※1 選抜内容の変更

※2 活動報告書の導入（新型コロナウイルスの影響により中止）

※3 出願資格の見直し

※4 出願資格の緩和（新型コロナウイルスの影響により変更）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマⅢ-A 人的資源]

<根拠資料>

- Ⅲ-A-1-1 求める教員像および教員組織の編制方針(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-1-2 就業規則
- Ⅲ-A-1-3 職員任免規則
- Ⅲ-A-1-4 専任教育職員任用基準
- Ⅲ-A-1-5 専任教育職員任用基準の解釈について
- Ⅲ-A-1-6 専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規
- Ⅲ-A-1-7 教員紹介(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-1-8 非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項
- Ⅲ-A-1-9 教育課程編成・実施の方針(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-2-1 学内学会(公式ホームページ)
- Ⅲ-A-2-2 2020年度 科学研究費助成事業の申請について(連絡)
- Ⅲ-A-2-3 外部資金(科研費等)採択状況
- Ⅲ-A-2-4 個人教育研究費取扱規程
- Ⅲ-A-2-5 研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程
- Ⅲ-A-2-6 公的研究費取扱いに関する規程
- Ⅲ-A-2-7 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
- Ⅲ-A-2-8 特別研究制度規程
- Ⅲ-A-2-9 海外留学規程
- Ⅲ-A-2-10 教育開発支援センター規程
- Ⅲ-A-2-11 FD活動に関する申し合わせ事項
- Ⅲ-A-3-1 事務局組織図
- Ⅲ-A-3-2 SD計画基本構想
- Ⅲ-A-3-3 研修会参加報告書
- Ⅲ-A-3-4 学校法人大阪学院大学 専任事務職員測定基準シート

[区分Ⅲ-A-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

- (1) 短期大学の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

【区分Ⅲ-A-1の現状(進捗状況)】

本学の教員組織は、ホームページで公表している「求める教員像および教員組織の編制方針」(Ⅲ-A-1-1)をはじめ、「就業規則」(Ⅲ-A-1-2)、「職員任免規則」(Ⅲ-A-1-3)、「専任教育職員任用基準」(Ⅲ-A-1-4)および「専任教育職員任用基準の解釈について」(Ⅲ-A-1-5)に則り、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(Ⅲ-A-1-6)に定める手順を経ることを基本に編成(採用および昇任)している。

2020年5月1日現在、学科の専任教員は9名で、短期大学設置基準に定める必要教員数を充足している。(Ⅲ-A-1-7)

専任教員の職位については、上述の基準等に則り、厳正に資格審査を行っており、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、設置基準の規定を充足している。また、非常勤講師を委嘱する際も、「非常勤講師委嘱に関する申し合わせ事項」(Ⅲ-A-1-8)に基づき、教授会等で厳正に資格審査を行ったうえ任用している。

教員の担当科目配置については、「教育課程編成・実施の方針」(Ⅲ-A-1-9)に基づき、それぞれの専門領域および教育研究業績等を勘案して行っている。学科の主要科目たる必修科目については、専任教員を充てることを原則としているが、キャリア教育の一部や情報処理に関しては、目下、併設大学の専任教員や非常勤講師に依存している。

補助教員は配置していないが、個々の授業科目の特性に応じ、ゲストスピーカーを招聘(総合基礎ゼミナールにおける茶道等)し、実習インストラクター(情報処理)や事務局スタッフが必要に応じてサポートしている。

【区分Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。(5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。<ul style="list-style-type: none">① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-2の現状(進捗状況)】

専任教員の研究活動は、「教育課程編成・実施の方針」の下、各自が担当する授業科目の内容の改善に資するよう、個人或いは共同での研究・調査のほか、それぞれの専門領域に関わる学内外の学会に所属し、他の研究者との交流や意見交換、研究発表、学会誌への投稿等を行うことが中心となっている。

専任教員個々の研究活動状況については、毎年度、教育・研究業績を庶務課人事係へ提出することとしており、これを基に、ホームページ(教員紹介)において、取得学位、略歴、所属学会等とともに広く公表・更新している。(Ⅲ-A-1-7)

教員の研究活動を促進するため、併設大学の専任教員と合同で構成する学内学会を設けている。学内学会は、商・経営学会、経済学会、法学会、外国語学会、国際学会および人文自然学会の6つに分かれており、専任教員は全員、原則としていずれか一つの学会に所属しなければならない(Ⅲ-A-2-1)。自身の専門分野に応じ選択し、各学会の役員会の承認を得て入会することとなっている。学会は、年2回機関誌(論集)を刊行するとともに、研究会を適宜開催することにより、構成員の研究発表の機会を確保し、その他の構成員との研究交流を図っている。このほか、併設大学通信教育部学生向けに毎月発刊している「大阪学院大学通信」への寄稿も可能である。

科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得については、担当事務局の庶務課が、毎年度、説明会を開催するほか、研究活動に関する相談や他の教員との情報共有および研究協力を促進するアドバイスを行っている(Ⅲ-A-2-2)。教員専用ホームページには、本学教員の獲得実績(研究課題等)を年度ごとに一覧表示し閲覧に供している(Ⅲ-A-2-3)。

専任教員の研究費については、「個人教育研究費取扱規程」(Ⅲ-A-2-4)に基づき運用しており、図書費、学会出張費および一般教育研究費で構成している。

研究活動における不正防止の取り組みとしては、「研究活動における不正防止および不正行為への対応に関する規程」(Ⅲ-A-2-5)を制定し、これを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている。規程では、不正行為または疑義がある場合の通報窓口(庶務課)を明記するとともに、統括責任者である事務局長が「研究活動の不正行為に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。また、公的研究費の不正使用防止の取り組みとして、「公的研究費取扱いに関する規程」(Ⅲ-A-2-6)および「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」(Ⅲ-A-2-7)を制定し、これらを公式ホームページに掲載することにより周知を図っている。不正使用または疑義がある場合の通報窓口(庶務課)を明記するとともに、最高管理責任者(学長)が「公的研究費の不正使用に係る調査委員会」を設置し、速やかに事実関係を調査する旨を定めている。

専任教員の研究専念時間を確保する取り組みとしては、週あたりの責任授業時間数を10時間(5コマ)と定めるとともに、授業に係る出講を概ね週3日となるよう努めている。一定期間の校務を免除し研究活動に専念できる特別研究制度(Ⅲ-A-2-8)や海外留学制度に関する規程(Ⅲ-A-2-9)を設け制度化しているが、近年は適用していない。

また、専任教員には、1人につき1室の個人研究室(平均22.5㎡)を供与するとともに、室内には必要な備品を揃えている。専任教員の研究室は、概ね専用フロアに集中配置することにより静謐な研究環境を確保するとともに、教員間の往来や学生のオフィスアワーに配慮している。

FD活動の適切な実施については、教育開発支援センターが全学的なFDに関する企画・調査を「教育開発支援センター規程」(Ⅲ-A-2-10)に基づき一元的に担い、FSD講演会や新任教員研修を実施しているが、学科固有のFD組織が明確ではなかった(教授会後に行う学科連絡会議内でFD活動を行っていた。)ため、2017年度より「経営実務科のFD活動に関する申し合わせ事項」(Ⅲ-A-2-11)を定め、学科内に「短期大学部FD推進部会」を設置した。FD推進部会では、学科の特性に応じたFD活動の企画・調査・実施及び評価を行い、教育開発支援センターが担う「全学的な教育システムの開発、並びに教育活動の改革及び改善」を有機的に結びつけ、FD活動の一層の活性化・情報共有化を図った。

また、学科のディプロマポリシーと関連するルーブリックの分析などにより、各担当科目と学科全体の教育との関連を明確にし、これをシラバスに反映させるなどの指導を、FD推進部会などを通して、行っている。

さらに、FD推進部会において、学科の柱であるインターンシップの取り組みの確認に際し、

「学科の教育課程編成・実施の方針」の再確認を行った。

専任教員と事務局各部署との連携については、学習成果を向上させるため、教育開発支援センターと連携した各種 FD 活動のほか、「教育課程編成・実施の方針」に基づく授業の実践や、学生の出席状況の把握と問題がある学生への対応に関連して教務課と連携して指導に当たっている。また、学生・教員間の親睦を深める各種イベントの開催や、心身に問題を抱える学生については、学生課、学生相談センターと連携し対応している。さらに、インターシップやキャリア教育を進めるうえでのキャリアセンターとの連携や、資格取得に関するエクステンションセンターとの連絡等（図書館や国際センターを含め）、課題ごとにそれぞれの専門部局とタイアップし、対応している。

【区 分 Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

【区分Ⅲ-A-3 の現状（進捗状況）】

本学の事務組織は併設大学と一体化しており、学長の下に配置している大学事務局長（法人事務局長と兼務している。）が、全ての事務組織および事務職員を統括することとしており、その実務は専ら大学事務局長直属の大学事務長（短期大学部事務長。以下「事務長」という。）が担っている。事務長は、所管の 13 部署を管理するとともに、部署間の連携や全学横断的な機能の促進を図ることを職務とし、必要に応じ法人内の他の事業所の事務部門長との調整を担う。（Ⅲ-A-3-1）また、IR 推進室については、学長直属の組織であるため、他の部署とは異なる位置づけをしているが、所属する事務職員の管理は事務長が担っている。

各部署には事務室が設けられ、事務処理に必要な情報機器およびネットワークを整備しており、業務に必要な備品等を整備している。事務職員は、職務を遂行するに必要な基礎的な能力に加え、業務内容に応じて、キャリアカウンセラーや図書館司書、第 1 種衛生管理者等の専門的な資格を有している。

事務職員の新規採用については、「職員任免規則」（Ⅲ-A-1-3）に定める任用基準に従い、原則毎年 1 回、法人全体として行うこととしている。

事務職員の昇格については、「職員任免規則」の定めるところにより、原則毎年 1 回、個々の事務職員の業務実績、職務遂行能力、勤務姿勢・態度（行動特性）、経験年数等を総合的に勘案し、実施している。

SD 活動については、事務職員の人事を担当する庶務課と全学的な FD 推進を担う教育開発支援センターが中心となって策定した「SD 計画基本構想」（Ⅲ-A-3-2）において、これから求める職員像を「常に組織の方針（ミッション）を理解し、自らの役割を自覚して行動でき、そのために自ら課題を設定し、実現していくことができる職員」と定義し、理念・目的の具現化に

必要な資質を有する事務職員の育成を目指している。この構想に基づき、本学では、各種研修(階層別、目的別)を次のとおり順次実施している。

- ・新入事務職員研修においては、学舎(諸施設)見学、本学の沿革・概要に関する説明、ビジネスマナー研修、各部署の業務内容説明、入学式応援、各部署での実習等を通じ、奉職間もない事務職員に基本姿勢を学ばせている。
- ・フォローアップ研修は、主として奉職 1～2 年目の事務職員を対象に、「自身の仕事を振り返り、改善点を考え、互いに共有する」、「目標設定を行い、モチベーションを高める」、「ストレスに気づき、自分で対処できるようになる」ことを目的に実施している。
- ・マネジメント研修は、主に課長代理職以上の事務職員を対象として、「リーダーシップと統率力の強化」、「部下指導力ならびにマネジメント力の向上」を目的に開催している。管理職全員がキーマンである自覚を持ち、建学の精神に基づく理念・目的の共有とリーダーシップとマネジメントの実現について学ぶこととしている。
- ・メンタリング研修は、奉職 5 年目から 10 年目の中堅事務職員を対象に、「後輩職員の良き相談者として信頼関係を築く」、「後輩職員との関わりを通して自身の成長に繋げる」ことを目的として開催している。メンターは、支持・命令をする上司とは違い、後輩職員と上司の間で良好な支援関係を結ぶ潤滑油的な役割を担っている存在であること、また、メンティーに関わる上で、姿勢はもとより、後輩に対する「成長への思い」が最も重要であることを学ぶ研修となっている。
- ・学院島臨海研修所での研修(10(1)-16)では、合宿形式により、ディスカッション、レクリエーション等を通じ、本学の特色の一つである学院島を体感するとともに、事務職員同士の親睦を深め、自己および相互の理解を図っている。
- ・応急手当講習会(10(1)-17)は、吹田市消防本部南消防署に所属する救急隊員の協力を得て実施している。座学として、応急手当と救命処置に加え、吹田市の現状および「119 番通報する」際の注意点および救急隊員到着までの流れ等を学び、実習では、グループに分かれ、心肺停止状態の患者に対して心肺蘇生法を実行(胸骨圧迫と人工呼吸)するとともに、AED を使用する救命処置を習得している。
- ・中退問題への取り組みに関する研修は、各部署の所属長を対象に、中退問題への取り組みについて他大学の実践から理解を深め、研修で得た知識を個々がマネジメントする職場でどのように活用できるか考察し、顧客志向文化の醸成と定着を図ることを目的とした研修となっている。
- ・英語研修は、特に英語を必要とする部署の事務職員を対象に希望者を募り、事務職員の総合的な英語能力の向上を目的として実施した。
- ・SDGs の理解を深める SD 研修は、カードゲーム「2030 SDGs」を用いて、SDGs の 17 の目標を達成するために現在～2030 年までの道のりを疑似体験してもらうことで SDGs の理解を深め、大学として SDGs にどう取り組んでいくか考える一助となることを目的として実施した。

このほか、私立大学情報教育協会や私立大学連盟が実施する研修活動等に積極的に参加し、その都度報告書を作成するとともに、全事務職員対象の報告会を開催することにより、学内研修のみでは得られない知見を共有するよう図っている。(Ⅲ-A-3-3)

また、事務職員の適正な業務評価を推進するため、学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間(半年)ごとに評価する仕組み(事務職員の定期的到達度測定)を導入している。(Ⅲ-A-3-4)

さらに、2020 年度から、大学事務職員として必要なスキルの向上および資格取得を促し、学生支援や業務遂行能力を高め、組織力の強化を目的とし、在職 3 年以上の専任事務職員を

対象に、上限を 20 万円とした支援制度を設けた(10(1)-18)。

また、ICT 推進の取り組みにおいては、ICT 推進ワークグループと IT センターが中心となり、ICT 利活用の業績蓄積、教員用ポータルサイトにおける教員間情報共有、さらなる ICT 利活用提案を行い、教育・研究活動の効果・効率・魅力を高めている。

【区 分 Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。 |
|---|

【区分Ⅲ-A-4 の現状(進捗状況)】

教職員の就業に関する事項は「就業規則」に定め、これに基づき運用しており、採用時に全員に配付することにより周知を図っている。

このほか、教員の人事管理については、「専任教育職員任用基準」(Ⅲ-A-1-4)、「専任教育職員任用基準の解釈について」(Ⅲ-A-1-5)および「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」(Ⅲ-A-1-6)に基づいて行っている。特に、専任教員の昇任については、年 1 回、准教授以下の者を対象とし、「専任教育職員任用基準」に則り、現職就任以降の教育研究業績等を勘案して、「専任教育職員の任用および昇任の手続きに関する内規」に定める手順を経ることとしている。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の課題】

教員組織については、明確に定められた方針および基準に則り、適切に教員の採用や昇格を行っており、設置基準に定める必要教員数も充足できている。ただし、専任教員の年齢層は、やや特定の範囲への偏りが見られるため、引き続き改善に向けた取り組みが求められる。

教員の資質向上を図る取り組みとして、これまで専ら教員個々の自主申告のみに委ねていた活動成果について、2017 年度から、大学全体(事務局：庶務課)の管理の下、統一様式を整備し、原則として全ての専任教員を対象に、一定期間(一年間)ごとに確認する仕組みを導入したことにより、教員個々に対して、年間の諸活動の「結果」だけでなく、「計画」段階の内容も把握することになるので、その報告に基づき、効果的な支援策を進めなければならない。また、教育活動においては、特に授業・教育方法の改善について、教授会と連動して開催する FD 推進部会を中心に「FD 活動に関する申し合わせ事項」に基づき、学科における FD のあり方に係る議論を進め、恒常的に組織単位で諸課題の改善に取り組む。

なお、研究活動においては、教員個々の研究活動に関する一層の努力が必要である。

事務職員については、「定期的到達度測定」の結果を検証するとともに、個々の職員のキャリアパスの構築、企画力・コミュニケーション力の向上、SD 活動等とも関連させるよう図らねばならない。

【テーマ Ⅲ-A 人的資源の特記事項】

学校法人に勤務する課長職以下の専任事務職員について、資質・能力・成果等を一定期間(半年)ごとに評価する仕組み(事務職員の定期的到達度測定)は、事務職員の適正な業務評価を推進するため、の取り組みとして評価できる。

[テーマ Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

Ⅲ-B-1-1 経理規程

Ⅲ-B-1-2 固定資産および物品管理規程

Ⅲ-B-2-1 学修環境・教育研究環境(公式ホームページ)

[区 分 Ⅲ-B-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 適切な面積の体育館を有している。

【区分Ⅲ-B-1 の現状(進捗状況)】

併設大学と一体化した本短期大学は大阪府吹田市岸部キャンパスを中心に、吹田市千里山・摂津市千里丘・茨木市大門寺と岡山県笠岡市差出島に校地を有しており、岸部キャンパスには15棟の校舎がある。

主な施設・設備について、各教室は授業科目の受講者数および授業内容、方法等に応じ適宜配当しており、講義、演習用の教室の他に、AV教室やビジネス実習室も整備している。

また、併設大学と併用する教育施設として、学習支援室（学生の学習相談、個別指導等の学習支援として使用している）、I-Chat Lounge（インターナショナル・チャット・ラウンジの略称であり、ネイティブスピーカーの専任スタッフや留学生と日本語以外の言語で会話する異文化交流スペースとしている）、語学教育研究所[LEI(Language Education Institute)]

（本学独自の英語プログラムで国際人としての総合的な語学能力を高め、グローバル社会で活躍できる人材を育成する研究所である）、ホスピタリティインダストリー研究所（ホスピタリティ教育を通じた人材育成や教育コンテンツの提供の場としている）、和室（授業や課外活動(茶道部)等で使用している）、ホール（330席収容の多目的ホールとして、講演会、FD・SDセミナー等で使用している）、アクティブ・ラーニング・スペース（知識の創造・自主的な学びのためのオープンスペースで、仲間とともに学ぶ楽しさや成長する喜びを感じる場である）、コミュニティラウンジ（短期大学部生専用の多目的スペース）、未来体感スペース「B-Chat Room」（ビジネス・チャット・ルーム：学生が企業経営者や事業家、各方面で活躍するビジネスパーソンなどから、生きたビジネススキルを直接学び、変化するビジネス社会を生き抜く力を養うことをめざす場所）がある。

施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉まちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めている。具体的には、階段箇所のスロープ設置・案内板の点字表示、車いす対応トイレ、オストメイト等を整備している。また、実際に身体に障がいのある学生を受け

入れる際に、入学前に当該学生とともに学舎内で不便が生じる箇所を確認し、スロープの増設や教室への専用機の設置等を行っている。なお、施設・設備および備品は、学校法人大阪学院大学「経理規程」(Ⅲ-B-1-1)、「固定資産および物品管理規程」(Ⅲ-B-1-2)にもとづき、適切に処理している。

本学図書館は、大学・大学院・通信教育部・短期大学部の共有施設であるため、蔵書数、学術雑誌数、座席数は十分に完備されている。蔵書数等の概要は表Ⅲ-B-1のとおりである。選書は、大学および短期大学部の図書委員を中心に教員と図書館員が協力してシラバスに沿った参考図書や授業関連図書、学術雑誌、DVD ビデオ資料等の視聴覚資料を収集している。なお、学生からの購入希望図書も随時受け付けている。

表Ⅲ-B-1 蔵書数等の概要(2021年3月31日現在)

	種類	冊数等
蔵書数	和書	799,078 冊
	洋書	355,743 冊
	計	1,154,821 冊
年間受入数	図書	8,473 冊
	雑誌	814 種
	視聴覚資料	113 種
学術雑誌種数	和雑誌	1,545 種
	洋雑誌	1,527 種
	計	3,072 種
視聴覚資料数	カセットテープ(CDを含む)	9,225 本
	ビデオテープ(DVDを含む)	7,423 本
	マイクロフィルム	13,658 リール
	マイクロフィッシュ	13,175 シート
	CD-ROM(DVD-ROMを含む)	3,609 枚
	計	47,090 点
AV 設備	VHS・DVD 視聴用機器	10 台
パソコン	OPAC 検索用	10 台
	外部データベース用	3 台
	CD-ROM・DVD-ROM/単体仕様用	2 台
	貸出ノートパソコン	20 台
座席数		1,131 席

また、書架の配置やスペースを考慮して、必要以上に重複している資料等は、図書館資料管理内規に基づき、廃棄している。

体育施設・課外活動施設については、体育館は延床面積が 2640.5 m²あり、1 階がトレーニングルーム(ノーチラス製)・卓球場、2 階アリーナ(バレー兼バスケットコート2面)・舞台(入学式、学位授与式、学園祭等で使用)を備えている。グラウンドについて、キャンパスの近くに総面積約 14,300 m²のグラウンドがあり、正課授業を始め、クラブ活動等で使用している。また、その他テニスコートや、トレーニングセンターとして、20 号館に各種トレーニング機器、ミーティングルームを設置している。

【区 分 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

【区分Ⅲ-B-2 の現状（進捗状況）】

教育研究等環境の施設整備・維持管理については、「学修環境・教育研究等環境整備方針」（Ⅲ-B-2-1）にある「安心安全かつ適切な教育研究環境を提供し、学術研究の進展、社会的要請の変化に応じ、施設・設備の充実および有効活用を図り、更に学生が学ぶ環境と生活する環境とを融合させたアーバン・アクティビティの環境を創出する体制を適切に展開する」ことを目標としており、この目標の実現に向け校地・校舎・施設・設備等を整備している。

また、施設・設備面の衛生・安全確保については、委託業者が日常的に建築・設備の点検・保守、清掃、警備等を実施し、担当部署（会計課・庶務課）に定期的に報告（日次報告・定例会議開催）しており、緊急時には随時状況を報告し、両者が対応することにより安全を確認できる体制を整備している。

施設・設備については、保守改修事業を含め、施設・設備の整備、充実を随時進めると同時に、緊急性が予見される事象に対し迅速な対応を行っている。

一例として、新型コロナウイルス対策における飛沫感染防止策として、各教室へのロールスクリーンおよびアクリル板の設置、室内換気促進のためにトレーニングルーム等への網戸設置を行っている。また、近年の突発的な自然災害（地震・台風）による施設・設備への被害を最小限にとどめるため、浸水が予見される各号館出入口への止水板の導入も行っている。

施設・設備の保守・点検については、消防法による消防用設備点検、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）による受水槽・高架水槽定期清掃・水質検査、汚水槽・雑排水槽・グリストラップ等清掃、ねずみ・昆虫防除、〇ー１５７全館消毒、空気環境測定、建築基準法によるエレベータ・エスカレータ法定点検・定期点検、同法による外壁の全面打診調査、電気事業法による電気工作物精密点検、その他法定作業等、遅滞なく定期的実施し、速やかに所管官庁へ報告している。

防火・震災等災害対策については、「学校法人 大阪学院大学消防計画」に基づき、自衛消防隊組織を編成し、毎年春・秋の火災予防週間にあわせて、春は消火器操法訓練、秋は消防避難訓練・地震避難訓練を実施するとともに、職員が各部署の消火器設置場所を常に把握するよう徹底している。

キャンパスの防犯対策については、休日も含め 24 時間構内に警備員を常駐配置し、夜間は巡回警備している。大学構内の各入場ゲートには防犯カメラを設置し、学舎の一部にカードゲートによる入室管理システムを導入するとともに各エレベータにはカメラを設置し、安全の確保に努めている。

情報セキュリティ対策は、「大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の事務情報システム運用基本方針、運用基本規程及び運用・管理規程」に基づいて、事務情報システム総括責任者（事務長）を置き整備している。この事務情報システムでは、ファイルが保存後直ちに暗号化され、シャットダウン後には個々のパソコンに情報が残らない仕様にするなど、情報

セキュリティ確保に努めている。また、その他教育研究系のコンピュータ及び学内ネットワークについては、「OGUNET 利用規程」に従い利用することを周知し、学生には誓約書の提出を必須としている。加えてファイアウォール、プロキシサーバーなどを設置することでセキュリティ管理に努めている。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の課題】

耐震診断結果を踏まえ、耐震改修・補強工事（本館・11号館の一部・12号館）を予算化の上、着実に遂行しなければならない。

特に12号館については、耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断されたため、早急に耐震設計および耐震工事を進めるよう調整を行う必要がある。

また、施設・設備面における障がい者への配慮として、本学は、「大阪府福祉まちづくり条例」に基づき、法を遵守した整備計画を指針として作成し、定期報告を行い、順次バリアフリー化等の整備を進めているが、竣工より約40年経過した施設・設備も多数存在しているため、施設改修も含め、より一層のバリアフリー化をさらに推進する必要がある。

【テーマ Ⅲ-B 物的資源の特記事項】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染防止対策として、2020年に新型コロナウイルスの感染拡大の兆候が表れた時点で、直ちに学長（総長）の指示により「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げた。新型コロナウイルス対策本部（以下対策本部という）は、各種感染防止対策を実行するとともに、学生の学習機会の確保ならびに学術研究、教育の質の維持を図るべく、次の通り状況に応じ速やかに対応・対策を講じた。

- ア. 状況に応じて入構制限を実施し、出入りが可能なゲートを制限した。入構可能ゲートでは係員を配置し、体調確認を行うとともに非接触サーモカメラにて検温を行い、アルコール消毒液での手指消毒の徹底を指導した。
- イ. 入構ゲートで検温・消毒等を行い異常の無い者には、学生、教職員を問わず学内に立ち入る全ての者を対象に、検温済証明リストバンドを配布し、学内に滞在する間はマスク着用と併せ常時装着するようにし、入構者の安全と感染対策意識の向上に努めた。なお、検温済証明リストバンドは日にちごとに配布する種類（全6色）を変え、感染対策のさらなる徹底を図った。
- ウ. 教室や食堂、会議室、ラウンジ等の学内施設では、感染防止のポスターを貼り注意喚起を促すとともに、必要に応じアクリル板を設置し、状況に応じてサーキュレーターも使用し換気を徹底した。また、学内の要所要所に消毒液を設置し、手指消毒の徹底を図った。
- エ. 各施設・部署のカウンターならびに部署内のデスク周りにアクリル板を設置し、カウンターでは来訪者の消毒、検温を行い感染対策を徹底した。
- オ. 必要に応じて消毒液、マスク、非接触検温装置、体温計、アクリル板、サーキュレーター、ゴム手袋、空気清浄機等を購入し感染対策を徹底した。

[テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

Ⅲ-C-1-1 学修環境・教育研究等環境整備方針(公式ホームページ)

Ⅲ-C-1-2 学内ネットワーク「OGUNET」(公式ホームページ)

Ⅲ-C-1-3 マルチメディア施設「MEROP」(公式ホームページ)

[区分 Ⅲ-C-1 短期大学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

- (1) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

【区分Ⅲ-C-1 の現状(進捗状況)】

教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果を獲得させるために、学生の学修、教員への教育研究の環境整備に関わる方針として「学修環境・教育研究等環境整備方針」を定め、公式ホームページに掲載し広く周知を図っている(Ⅲ-C-1-1)。そして、この方針に沿って施設・設備等に係る計画を順次進め、これを実施することにより、学生一人ひとりが学修に専念することができ、高度な学術研究を推進するための施設設備をはじめとする学修環境および教育研究環境の整備に努めている。

コンピュータ整備については、本学では学内の全てのコンピュータや情報コンセントを繋ぐ教育研究系ネットワーク「OGUNET (Osaka Gakuin University NETwork)」(Ⅲ-C-1-2)を整備し、その後、全学的に情報化推進を図っている。

携帯電話やスマートフォンを活用した学生向け情報発信システム「OGUS」では、学生自身のスケジュールを登録し履修科目の時間割と連動して休講情報を確認でき、関係部署からの連絡・通達などの受信を行えるほか、部活動やサークル活動などによる施設利用予約なども可能となっている。また、OGUNET に接続すると学生・教員ともに個人専用ネットワークドライブが利用できるファイルサーバを整備している。

学生の履修登録に際しては、学内・学外から利用できる Web 履修システムを整備し、登録手続きの利便性を図っている。なお、学外から学内システムへのアクセスについては VPN 接続を利用することでセキュリティ面についても考慮している。

2 号館には 200 インチマルチスクリーン 3 面投影可能な教室の他に 200 インチ 2 面投影教室が 2 教室、135 インチ 2 面投可能な教室が 1 教室を有し、マルチスクリーン教室で投影し

ている映像と音声を多教室に配信することも可能で、講義の他に学会やイベント時に活用できる設備となっている。

CALL 教室は従来型の専用ハードウェアからコンピュータによるソフトウェア制御による設備にして多用途で利用できるようにしている。

学生のコンピュータ・リテラシー学習に特化した施設としては、MELOP (Media Laboratory Of Phoenix) がある(Ⅲ-C-1-3)。MELOP ではインストラクターが常駐して随時情報系講習会を実施しており、特にモチベーションの高い学生の創造性とスキルアップを支援している。

その他、学生自身の持込パソコンによる学習を可能にして、かつ認証しなければ接続できないようにセキュリティにも配慮している。

なお、コンピュータ室、CALL 教室、コンピュータ自習室等の学生用コンピュータ、サーバ、LAN の維持・整備は IT センターが担い、維持・整備に努めている。

図書館については、図書館システム (OPAC) の整備により図書検索の利便性を向上し、LMS の「OGU-Caddie」全学的導入により統一した教学ツールを活用した講義、学習管理が行えるようになっている。

教員対象の教育研究補助としては、専門スタッフが常駐するヘルプデスク「DSS (Digital Support Service)」を設け、教員からの質問対応や学内システムの対応など教員へのフォローを行い、教育研究に専念できるような体制を整えている。また、DSS には、教員が自由に使用できるコンピュータ、プリンタ、スキャナ、製本機等を配備している。

学内ネットワークのセキュリティについては、ファイアウォールをはじめ、ウィルス対策サーバ、メールフィルタシステムを設置することにより、24 時間監視体制の下、安全かつ安定した運用を旨としている。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題】

コンピュータ教室の座席数は多いものの、持参パソコンやタブレット等の情報端末でセキュリティに配慮しながらレポート課題の提出や、情報を受発信できる環境の整備を推進させる取り組みが必要である。

【テーマ Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項】

教育課程編成・実施の方針に基づき、学生が学習成果を獲得するために、学生への学修、教員への教育研究の環境整備に関わる方針として「学修環境・教育研究等環境整備方針」を定め、公式ホームページに掲載し広く周知を図っている。そして、この明確な方針に基づき教育研究等環境を適切に整備し、学生や教職員の諸活動に支障を来さないよう管理が行き届いているうえ、周辺環境にも配慮できている。

特に、施設・設備等の整備及び管理は、老朽化や設備等の更新時期を見越した予算化に取り組み、適時整備・更新を進めている点は評価できる。

【テーマ Ⅲ-D 財的資源】

＜根拠資料＞

- Ⅲ-D-1-1 公式ホームページ 事業報告等
- Ⅲ-D-1-2 貸借対照表関係比率
- Ⅲ-D-1-3 資産運用規程
- Ⅲ-D-1-4 個人教育研究費取扱規程
- Ⅲ-D-1-5 日本私立学校振興・共済事業団寄付金システム
- Ⅲ-D-1-6 特定公益増益法人制度寄付金残高表
- Ⅲ-D-1-7 中・長期財政計画
- Ⅲ-D-2-1 公式ホームページ 事業報告等
- Ⅲ-D-2-2 公的研究費交付者一覧

【区 分 Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

【区分Ⅲ-D-1の現状（進捗状況）】

学校法人大阪学院大学（以下「本法人」という）は、大阪学院大学短期大学部のほか、大阪学院大学・大阪学院大学高等学校および専門学校を併置する総合学園である。

本法人の純資産構成比率は90～91%台を推移しており、日本私立学校振興・共済事業団文他複数学部の集計（以下全国平均）と比べると、約5ポイント上回っている。また、借入金がないことから総負債比率と負債比率もそれぞれ7%台と全国平均より4～6ポイント低い水準で安定している。2016年に千里山施設を売却した際には、一部を施設設備整備資金として特定資産へ繰り入れ、残りは流動資産へ振り替えたことにより、流動資産構成比率も改善している。固定負債は、退職給与引当金と長期未払金であり、このうち大部分を占める退職給与引当金については以前より100%を計上している。退職給与引当特定資産保有率は32.7%と全国平均と比較すると低いが、私立大学退職金財団に加入し補填策は採っている。流動負債構成比率は、8～9%台と全国平均より低く、前受金保有率は330.8%で、適切に保有している。基本金比率は、100%に近い値となっており、未払金による固定資産の取得が少ないことを表している（Ⅲ-D-1-1）（Ⅲ-D-1-2）。

短期大学部の事業活動収支差額は、2017年度△90,432千円、2018年度△83,484千円、2019年度△48,371千円、2020年度△59,050千円と支出超過を計上しているが、2019年度以降、収容定員以上の在籍者を確保していることから財務については改善傾向にある。さらなる収支の改善に向けて、2020年度より3ケ年かけて学費（施設設備費の増額）を改定することを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う経済状況などの社会情勢を鑑み、一年のみの実行となっている。

資産及び資金の管理と運用については、「資産運用規程」に則り、元本割れのリスクを伴わないことを原則に、安全性を重視した資産運用をしている（Ⅲ-D-1-3）。

教育研究経費比率は、2016年度は全国平均値を大きく上回る81.5%であったが、これは定員未充足に起因するものであり、2017年度55.3%、2018年度59.6%、2019年度49.2%、2020年度は52.4%と改善している（Ⅲ-D-1-1）。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書費）については、併設する大阪学院大学と図書館等を共用し、カリキュラムに沿った図書を揃えるとともに、「個人教育研究費取扱規程」に

基づき、個々の教員へ予算配分を行っている（Ⅲ-D-1-4）。

公認会計士による監査は、定期的実施し、指摘事項はないが、意見があった際は、適切に対応している。

寄付金については、法人を対象とした「企業後援会寄付金」と、主に個人を対象とした「OGUサポート募金」を行っている。「企業後援会寄付金」は、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度を利用し、受入・使用実績を管理している。これは、学生に対する奨学金を継続的な制度とするため、受入額の全額を配賦するのではなく、一部は預け入れるようにしており、2021年3月31日時点での残高は105,855千円（法人全体）である（Ⅲ-D-1-5）。「OGUサポート募金」は特定公益増進法人制度を利用したもので、2020年度はのべ247件、14,811千円（法人全体）を獲得している（Ⅲ-D-1-6）。

入学定員・収容定員に関しては、18歳人口の減少と近年の女子高生の四年生大学志向を見据え、学科や収容定員の見直しによる規模の縮小を図り、また、資格取得講座を奨励する体制を構築するなどの改革により、2007年度に17%まで落ち込んでいた入学定員充足率は、2017年度68%、2018年度92%、2019年度126%、2020年度94%と入学者の獲得につながり、収容定員充足率も、2017年度63%、2018年度78%、2019年度106%、2020年度106%と大幅に改善している。

各年度の予算配分は、大局的には法人事務局により、各部門に予算総額が示され、各部門の中でさらに予算単位ごとに、実績・根拠に基づき配分する仕組みとなっている。予算編成事務は、毎年10月下旬に開催される法人本部財務部長をはじめとした合同の予算管理委員会により始まり、12月中旬までに各部門内でヒアリング、一部修正等を加え、各部門の5ヶ年の予算原案が策定され、法人事務局財務部長に提出される。これを以て財務部内で調整・検討し、各部門責任者（事務長）および監事と再考し、財務担当理事および理事長に上申される。この原案は3月に開催される評議員会ならびに理事会の審議を経て正式に決定され、各部門責任者宛に当該年度の示達がある。一方、各年度の予算の執行については、本法人の経理規定に基づき、明確かつ適切になされている。支払方法については、各部署で購入要求書を作成し、責任者の承諾を得た後、随時または毎月10日に業者等に支払うと同時に予算執行状況を把握している。また、各部門は、法人事務局財務部に、毎月、月次計画表を提出し、法人事務局において全体の予算執行状況を把握する仕組みを採っている。緊急・突発的な事案で、予算がなく、その支出がやむを得ないと判断され、かつ予算科目の振り替えも困難な場合には、予備費より支出することになるが、この場合には金額の多寡を問わず、必ず稟議・決裁を得ることとなっており、不透明な予算執行を一切行っていない。予算外支出は原則として認めないが、運営上やむを得ない事由のため、予算外支出を必要とする場合には、経理責任者が理由書を付して、各会計単位の長を経て、法人事務局財務部へ申請する。財務部長がこれを取りまとめ、財務担当理事および理事長に上申し、評議員会・理事会において補正予算の承認を得ることとなっている。

【区 分 Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 短期大学の将来像が明確になっている。(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。(4) 短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスが取れている。(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。 |
|--|

【区分Ⅲ-D-2の現状（進捗状況）】

ビジネス実務能力の修得を通じ、女性ならではの環境の変化に応じた働き方を考え、マナーを学ぶなど、社会のニーズに合ったビジネスの現場で即戦力として活躍できる人材の育成をめざしている。

学生募集対策・学納金計画としては、上述の通り、世情にあわせた収容定員の見直しや、資格取得講座を奨励する体制を構築するなどの改革により、入学定員・収容定員ともに改善しており、また、少人数ならではのきめ細やかなサポートや指導により、離学率も2017年度4.8%、2018年度6.4%、2019年度6.6%、2020年度1.9%と、コロナ禍に影響されることなく改善されてきている。それと同時に、学費改定（施設設備費の増額）計画も進行中であり、収入の増加に努めている。

人事計画については、退職等による減員等を見据えつつ、本学の特色強化を支える専任教員を計画的に採用・配置している。これまでの改革に向けた取り組み（教職員の雇用形態の多様化）や規模縮小に伴い法定基準上の専任教員数が10名から9名に減員となったこと、また将来の人件費を抑制する方法として、教員の定年年齢を70歳から65歳に引き下げるとともに、事務職員についても55歳でのみなし退職制度を導入するなどの対策を行った結果、人件費率は、2017年度104.8%、2018年度96.4%、2019年度69.0%、2020年度73.9%と成果が表れてきている（Ⅲ-D-2-1）。

施設設備に関しては、併設する大学・高校と共用し、支出を抑制しながらより多くの学生の満足度を高められるよう努めている。

外部資金の獲得は、遊休土地等を活用した収益事業を2017年度から行っており、2017年度11,222千円、2018年度11,224千円、2020年度11,224千円、2021年度11,224千円の収入を得ている（Ⅲ-D-2-1）。また、科学研究費補助金等をはじめとした公的研究費の獲得と、学内経費の削減を行うため、教員の個人研究費の見直しを過去3回にわたって行い、必要な研究費については各教員が外部から資金の調達を促す制度改革も行っている（Ⅲ-D-2-2）。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、理事長他全部門の事務長等で構成される会議の際、経理関係等の報告、事業計画や人事に関すること等、今後の活動についての確認・調整等を定期的に行っている（Ⅲ-D-2-1）。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の課題】

教育研究比率は、定員充足率の向上により、以前よりは改善されているものの、未だ50%での運用となっているため、日本私立学校振興・共済事業団、単一学科の社会系学科の平均である40%台に少しでも近づけるよう、さらに体制を構築していく。

財政状況を改善するために、今後も社会のニーズや動向を的確に把握し柔軟に改革を行いつつ、入学者の増加をめざす。

さらに寄付金、外部研究費の獲得等により収支のバランスを図っていく。

【テーマ Ⅲ-D 教育資源と財的資源の特記事項】

財政上の安定を確保するためには、今後も引き続き収容定員の充足に努めると同時に、コスト意識を持った支出が求められる。全教職員が危機意識を当然に有しており、学生募集・経費・人件費削減等の取り組みに際しても協力的であるため、依然厳しい状況ではあるが、財政状況は徐々に回復している。

かねてより、文部科学省高等教育局私学部参事官より「学校法人の経営に関する中長期的

な見通しや構想の下に、経営改善計画の作成等により経営基盤の安定確保に努めること。」との指導を受け、日本私立学校振興・共済事業団の支援のもと『学校法人大阪学院大学経営改善計画（平成 28（2017）～令和 2（2020）年度）』を策定し、黒字化に向けた取り組みを行っていたが、令和 2（2021）年 3 月 2 日付文部科学省高等教育局私学部参事官通知（2 高私参第 12 号）において、改善確認の通知を受けることができた。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画】

教育資源と財的資源に関する『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、次のとおりである。

- ・教員組織としては、専任教員の年齢層の隔たりを解消すべく 50 歳代の新任教員を採用し改善を図った。
- ・教育研究活動については、FD 推進部会等において、継続的に授業評価による学生の満足度やループリック結果等を併せて分析・検討し、これらを各教員にフィードバックした。
- ・事務組織については、2019 年度も前期と後期の 2 回にわたり事務職員の定期的到達度測定を実施し、事務職員個々の資質・能力・成果等を測定し、事務職員全体の専門性・汎用的技能等の高度化を図った。
- ・人事・労務管理については、経営関係自己点検・評価委員会において、教育職員の就業に関し、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っていることを検証し、問題がないことを確認した。
- ・施設設備の維持・管理に関しては、耐震改修・補強工事は、耐震設計および耐震工事の調整を行い、担当者レベルでの調整を随時実施した。また、トイレ便器等の高さが現在のスタンダードなものよりも低いという問題点のあった車椅子対応トイレ（12 号館）の改修、エレベーター更新工事にあわせエレベーターのバリアフリー化（16・17 号館）を行った。
- ・学習成果を獲得させるための技術的資源については、多大な費用と時間が必要となる学内無線 LAN の整備を一旦先送りし、より効率よく効果が期待されるモバイルルーターの貸し出しを実施することで、早々に成果が生み出せるよう試みたことが挙げられる。堅牢な学内ネットワークへの接続とは別に、手元の端末をモバイルルーターで手軽にインターネット接続できるこの試みは、それを必要としている学生に対応でき、学内にいる学生が遠隔授業へ参加することを容易にした。また、経営関係自己点検・評価委員会でその適切性を検証し、担当部局による恒常的な改善を進め PDCA サイクルの維持に努めた。
- ・図書館については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、図書館の臨時閉館やオンライン授業の実施により、学生の意見を取り入れた展示や利用促進の提案を引き出すことができなかった。その代替として、2 年次のゼミナールで後輩に紹介したい「先輩からのお勧め図書」について図書館を利用して探すことをレポート課題とした。
- ・財的資源については、財務状況の一層の改善を推し進めるため、2020 年度入学者より学費改定（施設設備費を年間 20 千円増額）を実施した。当初は 2020 年度から 3 ヶ年をかけて、計 60 千円の引き上げを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の流行が長期に亘り社会情勢に影響を及ぼしていること等を鑑み、2021・2022 年度での改定は見送っている。

教育資源と財的資源に関する『改善計画』については、次のとおりである。

- ・教員組織の整備については、専任教員の年齢構成に関して、引き続き新規採用人事に係る候補者選出の段階で、年齢バランスを一定程度考慮する取り組みを引き続き維持する。
- ・教育研究活動においては、引き続き『学科の教育課程編成・実施の方針』を再確認し、各取

り組みの学生への有用性などの検討を行うとともに、FD 推進部会でのアナウンスを利用することで、教員の自覚を促す。

- ・事務組織の整備については、引き続き事務職員の定期的到達度測定を実施し、事務職員の意欲及び資質の向上を図り、大学の理念・目的の具現化に必要な資質を有する事務職員の育成を目指す。その他、人的資源全般については、毎年実施する自己点検・評価において適切性を検証し、その結果に基づき各種改善を進めていく。
- ・施設設備の維持管理については、引き続き耐震強度不足による改修工事の必要性があると判断された学舎について、早急に耐震設計および耐震工事を進めるよう担当部局間で調整を行う。
- ・教育研究環境の維持・確保については、早急な改善が必要なものを最優先に対策すると同時に、本学に在籍するすべての学生に対し最適な学修環境を提供できるようキャンパス全体のバリアフリー化に引き続き努め、予算化を実現する。
- ・教育資源については、ICT を活用したアクティブラーニングを推進する方策として、引き続き学内の利便性の高いインターネット環境の整備にむけて検討を進める。
- ・学習成果を獲得させるための技術的資源の整備については、経営関係自己点検・評価委員会が検証し、改善に繋げる。
- ・図書館については、引き続き、教員と図書館員だけでなく学生の意見を取り入れ、「短大生向け先生おすすめ図書」の展示方法や利用促進の提案を学生自身から引き出す。また、2020 年度に実施した「先輩からのお勧め図書」のデータを活かし、学生のニーズに応える資料収集を行い、充実した学習環境の整備に努める。
- ・財的資源については、2019 年 10 月の消費税の増税、2020 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う対策、オンライン環境の整備、本学独自の緊急修学支援金制度などにより、支出は増加しているため、今後の改定については、社会情勢や志願者数の動向に加え、他学の改定状況等も注視し、検討・実施していく。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

〔テーマⅣ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

Ⅳ-A-1-1 公式ホームページ 学校法人大阪学院大学寄附行為

〔区分Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

- | |
|--|
| <p>(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <p>① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。</p> <p>② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。</p> <p>(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <p>① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。</p> <p>② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。</p> <p>③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。</p> <p>④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。</p> <p>⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p> <p>⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</p> <p>(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。</p> <p>① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</p> <p>② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。</p> <p>③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。</p> |
|--|

【区分Ⅳ-A-1 の現状（進捗状況）】

理事長は、創立者である白井種雄 初代理事長の遺志を継承し、寄附行為第 3 条に規定する目的を達成するため、本法人を代表し、その業務を総理している（寄附行為第 14 条）（Ⅳ-A-1-1）。また、理事長は、本法人が設置する諸学校（大学、短期大学部および専門学校）の学長・校長を兼ねるとともに、理事の一人である高等学校長に適宜助言を行っており、法人経営と教学運営の双方に強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、寄附行為第 12 条に基づき、本法人の意思決定機関（本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。）たる理事会を招集（第 3 項）し、その議長を務め（第 7 項）、適切な議事運営に当たるとともに、法人の重要業務に係る審議決定を主導している（Ⅳ-A-1-1）。このほか、理事長は、毎会計年度終了後（例年 5 月）、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事会は、短期大学部に関し、これまで校名変更、入学定員変更、教育課程改正に伴う学則変更等を審議決定しており、運営に係る法的な責任主体である旨を十分認識している。短期大学部の発展に資するよう、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団をはじめ、国

内外の高等教育研究関係機関・団体から、有益な情報を収集するとともに、本法人の諸活動に係る情報発信に努めている。

理事会を構成する理事は、私立学校法および寄附行為に則り選任しており、「建学の精神」への賛意と理解の下、本法人の健全な運営のためにその職責を果たしている。また、学校教育法に規定される欠格事由については、寄附行為（第11条第2項第4号）に準用している（IV-A-1-1）。

【テーマ IV-A 理事長のリーダーシップの課題】

理事長は、法令および寄附行為に基づき、職務を適切に遂行するとともに、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮している。また、理事会では、法人の安定的な経営に資する意思決定を迅速に行っており、現在のところ、管理運営体制という点に関し、特段の課題は見受けられない。

【テーマ IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項】

理事長は、大学および短期大学の学長を兼務しており、法人経営と教学経営において強いリーダーシップを発揮している。2020年には理事長のリーダーシップにより、新型コロナウイルス感染症が拡大した緊急事態下において、様々な対策を速やかに講じ対応することができた。

[テーマ IV- B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- IV-B-1-1 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 学長選任に関する規程
- IV-B-1-2 短期大学部教授会規程
- IV-B-1-3 短期大学部協議会規程
- IV-B-1-4 大学協議会規程
- IV-B-1-5 学部長会議規程

[区分 IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

【区分 IV-B-1 の現状(進捗状況)】

本学における教学運営は、学長のリーダーシップの下、学科長が実務を統括する体制を従来より採っていたが、学校教育法および学校教育法施行規則の改正（2015 年 4 月 1 日施行）を前に、既存の学内諸規程および運用の実態が、法改正の趣旨（大学組織ガバナンス改革）を踏まえたものとなっているかを組織的に点検した。その結果、学長のリーダーシップや適切なガバナンス体制構築のうえで支障となる条文や運用は無かったが、法改正により明確化された教授会の役割等を反映すべく、2015 年 4 月 1 日より学則を改正し（I-A-1-2）、学長権限を明確化しており、以後も学長が、短期大学の運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、その選任規程(IV-B-1-1)において、「建学の精神」を体し、人格高潔にして学識に優れ、かつ教育行政に関し識見を有する者等を想定しており、その選任手続きについては、

同規程に明文化し、これに基づき運用している。現学長は、前学長の遺志を引き継ぎ、「建学の精神」の絶えざる具現化に努めるとともに、学修環境の整備、学生生活支援の充実、法人内諸学校との連携・協力等、教学面のあらゆる事項においてリーダーシップを発揮している。また、教授会での意見については、内部質保証システムを通じ、適切に集約を図るとともに、運営上の判断材料としている。

学科長は、学長の指示の下、学科全体を統括するとともに、教授会を招集し、その議長を務めている。

教授会の運営については、学長のリーダーシップの下、学科長が実務を統括する体制により学術の専門家で構成する審議機関として、主に教育研究に関する事項を議論する役割を担っており、「短期大学部教授会規程」(IV-B-1-2)に則り適切に運営されている。

また、教授会は、上述の学則および教授会規程に則り、その議事録は事務局教務事務室教務課(短期大学部担当)が作成を担い、学科長の確認を経て学長に報告している。また、学科長は、学長と共に、併設大学の大学協議会(併設大学長の諮問機関であり、内部質保証に責任を負う組織。短期大学部学長の諮問機関である短期大学部協議会(IV-B-1-3)は、学則に基づき、当面この大学協議会と合同開催としている。)(IV-B-1-4)および学部長会議(IV-B-1-5)の構成員として、併設大学の主要役職者と適宜意見を交換し、かつ直接的に各種協力を要請できる立場にあるため、そうした成果を迅速に学科運営に活かすことができるようになっている。

学科の学習成果や三つの方針は、学長がつかさどる教育研究に関する事項に属するが、その原案策定や妥当性の検証に係る議論については教授会が大きく関与していることから、教授会構成員は全員、これらが教学運営上きわめて重要である旨理解を共有している。

このほか、教学運営上の組織としては、(併設大学と合同であるが)学長の下に、図書館、教務部、学生部、キャリアセンター、国際センター等を置き、役職者(館長、部長、所長職)を配して、統括に当たらせている。これらの組織には、それぞれ設置規程に基づき、学科から選出された委員が、組織内の審議を通じて直接運営に関与することにより、学科との連絡調整を担っている。さらに、組織ごとに管理運営上の実務を担当する事務機構を付設し、日常業務遂行に当たらせている。

教授会が主管する組織としては、教授会と構成員を同じくする、(構成員間の連絡調整を行う)学科連絡会議と、(FDに特化した)FD推進部会がある。いずれも、教授会の円滑な審議に資するべく設けているものであり、学科長が統括役を担っている。

【テーマ IV-B 学長のリーダーシップの課題】

短期大学部の教学運営は、学長のリーダーシップのもとで、学科長が実務を統括する体制が確立し機能しており問題はないことから、引き続き学長のリーダーシップにより、学科長を中心に教授会とともに、学習成果を獲得するための教学運営体制を維持する必要がある。

【テーマ IV-B 学長のリーダーシップの特記事項】

学長は、併設大学の学長を兼務していることから、併設大学と合同で進めるスケールメリットを活かした多様な取り組みを、学長のリーダーシップのもと展開することができている。

また、教育課程編成に当たっては、全学内部質保証推進組織である大学協議会から発表される「教育課程の編成に係る全学的方針」に沿ったカリキュラム改正を予め実施している。

【テーマ IV-C ガバナンス】

＜根拠資料＞

- IV-C-1-1 学校法人大阪学院大学寄附行為
- IV-C-1-2 監査報告書(公式ホームページ「事業報告等」)
- IV-C-1-3 監査報告書(公式ホームページ「過去の事業報告」)
- IV-C-1-4 教育情報の公開(公式ホームページ)

【区分 IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。】

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

【区分IV-C-1 の現状(進捗状況)】

本法人では、寄附行為第 5 条に基づき、現在、監事を 2 名置いており、うち 1 名については常勤を選任している。監事を選任および職務は、寄附行為第 7 条に規定し、法に適ったものとなっている (IV-C-1-1)。

監事は、規定された職務を遂行するとともに、理事会および評議員会に毎回出席し、各議案について説明を受けるとともに、審議状況を監査している。決算監査については、金銭出納帳、会計帳簿、証憑書類等に基づき、公認会計士による監査状況および会計処理上の問題点の有無、決算の概要等を経理責任者から事情聴取した後、現預金等の実査および会計処理・表示方法のヒアリングを行いながら実施している。また、監事は毎会計年度、監査報告書を作成するとともに、翌年度(例年)5 月の理事会および評議員会に提出している。その後、この監査報告書については、ホームページにて公表している。

常勤監事については、法人事務局を拠点に、法人の日常業務および財産の状況を日々監査するとともに、必要な助言等を適宜行っている。また、月 1～2 回程度開催される常務理事会には、オブザーバーとして出席願い、意見陳述を求めている。

【区分 IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。】

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

【区分IV-C-2 の現状(進捗状況)】

評議員会は、理事長を含む役員の諮問機関として、寄附行為第 18 条第 2 項(17 人以上 19 人以内の評議員をもって組織する)に基づき、17 名で構成しており、理事定数(7 人)の 2 倍を超えている (IV-C-1-1)。私立学校法第 42 条に則り、諮問事項を寄附行為(第 20 条)に定め、理事長が招集して適切に運営している (IV-C-1-1)。評議員の選任(寄附行為第 22 条)についても、法に適っている (IV-C-1-1)。毎年度、定例会が 3 月と 5 月に、臨時会が適宜必要に応じて開催されている。

【区分 IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

- | |
|--|
| (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。 |
|--|

【区分IV-C-3 の現状(進捗状況)】

情報公開に関しては、事業報告書や財務情報ならびに自己点検・評価に係るもの等を毎年度、公式ホームページで公表している(IV-C-1-2・3・4)。さらに、本学における教育・学術研究の成果や社会貢献に関する各種取り組みなど、ホームページや SNS を通して常時発信している。

なお、公式ホームページの「教育情報の公開」においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての公表情報を集約しているほか、大学ポートレートにリンクできるようにしている。大学ポートレートでは、収容定員や教員数等の数値データとともに、本学の特色が分かる定性的情報を開示するよう努めている。

【テーマ IV-C ガバナンスの課題】

監事は、豊富な実務経験や高度な専門知識を活かし、寄附行為に定める監査業務を適切に行っている。また、学外の研修等へも積極的に参加する等、最新の知見を業務に取り入れるべく努めており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

評議員会は、法令および寄附行為に基づき、適切に開催・運営され、理事長を含む役員の諮問機関としての責務を果たしており、現在のところ、特段の課題は見受けられない。

【テーマ IV-C ガバナンスの特記事項】

なし。

【基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画】

リーダーシップとガバナンスに関する『2019 年度の改善計画の進捗状況』については、については、次のとおりである。

- ・理事会等の学校法人の管理運営体制については、経営関係自己点検・評価において現行のガバナンス体制が機能していることを検証し確認した。また、理事会等の学校法人の管理運営体制が既に確立しており、計画どおり進行していると言える。
- ・理事長のリーダーシップについては、経営関係自己点検・評価委員会において、理事長は法令および寄附行為に基づき職務を適切に遂行するとともに、本法人の運営全般にわたりリーダーシップを発揮し、理事会では、法人の安定的な経営に資する意思決定を迅速に行われていることを検証し、特段の問題は見受けられない事を確認した。
- ・学長のリーダーシップについては、教学運営や事務管理の多くに関し、併設大学と合同で進めているスケールメリットを活かした多様な展開ができており、特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、学科の特色であるインターンシップの実施が危ぶまれたが、学長のリーダーシップのもと、複数部局の連携・協力により実施することができた。また、短期大学部における教学運営体制を構築するために在学生の学習成果の測定だけではなく、

「短期大学生調査」を活用した他の短期大学との比較やインターンシップの関連企業などからも、社会や時代のニーズを把握し、社会で活躍できる人材を輩出できるよう引き続き内部質保証システムの更なる向上・改善を図った。

リーダーシップとガバナンスに関する『改善計画』は、次のとおりである。

- ・ 今後も理事長のリーダーシップにより、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制を維持するとともに、中長期計画の着実な達成に向け、設置する諸学校との緊密な連携を図る。
- ・ 学習成果を獲得するための教授会等の短期大学の教学運営体制については、既に確立されており問題はないことから、今後も各部局の担当者間の連携を密にし、課題等の早期解決を図る。
- ・ ガバナンスについては、現行の体制が機能していることを踏まえ、今後も、この体制を引き続き維持できるよう、毎年度の自己点検・評価における確認・検証に努める。
- ・ 評議員会については、多様なバックグラウンドを有するメンバーで構成されており、今後もその強みを活かして、理事長の諮問等に対応できるよう努めるものとする。

参 考 資 料

I. 自己点検・評価規程

(目的)

第 1 条 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(範囲)

第 2 条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及び経営の各分野とする。
2. 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。
(1) 自己点検・評価基本構想委員会
(2) 全学自己点検・評価実行委員会
(3) 個別機関自己点検・評価委員会
2. 前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項3 号に規定する個別機関自己点検・評価委員会の種類等は、自己点検・評価委員会規程に定める。

(実施の周期)

第 4 条 本学の自己点検・評価は、4 年を周期として、第2 条に定めるすべての範囲について実施する。

(結果の公表)

第 5 条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める。

(結果の活用)

第 6 条 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を受け止め、教育、研究及び経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ. 自己点検・評価委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部自己点検・評価規程第3 条に定める委員会の任務、構成、運営等について定める。

(自己点検・評価基本構想委員会の任務)

第 2 条 自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）として大学協議会がこれにあたり、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施周期
 - (8) その他必要と認めた事項
2. 基本構想委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の改善に努める。

(基本構想委員会の構成)

第 3 条 基本構想委員会は、大学協議会の構成員をもって構成する。

2. 基本構想委員会に委員長を置き、大学協議会の議長がその任にあたる。
3. 基本構想委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 基本構想委員会の事務は、庶務課が担当する。

(全学自己点検・評価実行委員会の任務)

第 4 条 全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成して全学に実施の指示を行う。

- (1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目と個別評価委員会での自己点検・評価を実施するための必要な細目の決定
 - (2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示
2. 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。
3. 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、学長に報告を行う。

(全学評価委員会の構成)

第 5 条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長会議の構成員
- (2) 第8 条に規定する各個別評価委員会の委員長

- (3) 法人事務局を代表する者
- (4) その他、学長が必要と認めた者
- 2. 全学評価委員会に委員長を置き、学部長会議の議長がその任にあたる。
- 3. 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4. 全学評価委員会の事務は、庶務課が担当する。

(個別機関自己点検・評価委員会の種類)

第 6 条 個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）として次の委員会を設ける。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会
- (2) 図書館自己点検・評価委員会
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会
- (5) 学生関係自己点検・評価委員会
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会
- (9) 大学院自己点検・評価委員会
- 2. 通信教育部自己点検・評価委員会として通信教育部学務委員会がこれにあたる。
- 3. 図書館自己点検・評価委員会として図書委員会がこれにあたる。
- 4. 教務関係自己点検・評価委員会として教務部委員会がこれにあたる。
- 5. 入試関係自己点検・評価委員会として入試実行委員会がこれにあたる。
- 6. 学生関係自己点検・評価委員会として学生部委員会がこれにあたる。
- 7. 就職関係自己点検・評価委員会としてキャリアセンター委員会がこれにあたる。
- 8. 国際交流関係自己点検・評価委員会として国際センター会議がこれにあたる。
- 9. 経営関係自己点検・評価委員会として法人事務局がこれにあたる。
- 10. 大学院自己点検・評価委員会として大学院委員会がこれにあたる。
- 11. 基本構想委員会は、必要に応じて大学院・学部・学科に個別評価委員会を設けることができる。

(個別評価委員会の任務)

第 7 条 個別評価委員会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価委員会に報告を行う。

(個別評価委員会の構成)

第 8 条 個別評価委員会は、次のとおり構成する。

- (1) 通信教育部自己点検・評価委員会は、通信教育部長が委員長となり、通信教育部学務委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (2) 図書館自己点検・評価委員会は、図書館長が委員長となり、図書委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (3) 教務関係自己点検・評価委員会は、教務部長が委員長となり、教務部委員会の構成員及び担当事務局の長をもって構成する。
- (4) 入試関係自己点検・評価委員会は、入試実行委員長が委員長となり、入試実行委員

会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

- (5) 学生関係自己点検・評価委員会は、学生部長が委員長となり、学生部委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (6) 就職関係自己点検・評価委員会は、キャリアセンター所長が委員長となり、キャリアセンター委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (7) 国際交流関係自己点検・評価委員会は、国際センター所長が委員長となり、国際センター会議の構成員及び担当事務局長をもって構成する。
- (8) 経営関係自己点検・評価委員会は、法人事務局において別に定める。
- (9) 大学院自己点検・評価委員会は、大学院部長が委員長となり、大学院委員会の構成員及び担当事務局長をもって構成する。

2. 個別評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3. 個別評価委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(各委員会の成立)

第 9 条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 各委員会の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅲ. 自己点検・評価の実施に関する基本構想

1. 本学の自己点検・評価の実施体制

文部省は、大学審議会の答申を受けて大学設置基準の一部改正を平成3年7月1日に施行した。

この改正された大学設置基準の第一章 総則 第2条には、「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない」続いて、第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」という自己点検・評価に関する努力義務規定が設けられている。

また、本学では、平成3年5月から大学審議会の答申に対する「大学教育の改善及び短期大学教育の改善について」の対応について審議され、平成4年10月に最終報告がなされ平成5年度から新教育課程が導入された。この最終報告の「今後の課題」として、自己点検・評価の確立等が提起されている。

こういったことにより、本学の自己点検・評価の実施体制は、平成5年4月から、実行可能な実施組織の確立を先ず第一に考え、また、本学には全学組織として各種委員会等が置かれており、これらの委員会が持っている機能を十分活用することが点検・評価を進めるうえで効率的であり、且つ、効果的であると考え、学内の既存の委員会等を活用するものとして、学内に、自己点検・評価の実施に関する基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想委員会（以下「基本構想委員会」という。）」、全学的に自己点検・評価を統括する「全学自己点検・評価実行委員会（以下「全学評価委員会」という。）」及び各個別機関において自己点検・評価を実施する「個別機関自己点検・評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）」が設置された。

(1) 自己点検・評価の目的

本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

(2) 自己点検・評価委員会の役割

ア. 基本構想委員会

(ア) 基本構想委員会は、次のような自己点検・評価を実施するに際して実施機関に提示すべき方法・内容等の基本構想を策定する。

- ①自己点検・評価の実施組織等の体制
- ②自己点検・評価の実施に関する規程
- ③自己点検・評価の実施の組織単位
- ④自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）
- ⑤自己点検・評価の実施分野の重点化及び優先順位
- ⑥自己点検・評価の結果の取扱い
- ⑦自己点検・評価の実施周期

(イ) 基本構想委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検評価の改善に努める。

イ. 全学評価委員会

(ア) 全学評価委員会は、基本構想委員会が策定した基本構想に基づき具体的な自己点検・評価の実施要領を策定し、全学に実施の指示をする。実施要領の内容としては、改善すべき点や個性・特徴として伸長化すべき点を踏まえ、

①何を重点的に点検・評価を行うかという分野・対象の指示

②全学的に共通な点検・評価の視点・項目と個別評価委員会ごとで実施する視点・項目の指示

③どのような流れで自己点検・評価を実施していくかの年度ごとの具体的なスケジュールの明示

等を盛り込む。

(イ) 全学評価委員会は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各個別評価委員会に対して相談・指導・調整を行う。

(ウ) 全学評価委員会は、各個別評価委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、総長に報告を行う。

ウ. 個別評価委員会

個別評価委員会の種類は、次のとおりである。

- | | | |
|-------------------|---|------------------|
| ①通信教育部自己点検・評価委員会 | — | 通信教育部学務委員会が当たる。 |
| ②図書館自己点検・評価委員会 | — | 図書委員会が当たる。 |
| ③教務関係自己点検・評価委員会 | — | 教務部委員会が当たる。 |
| ④入試関係自己点検・評価委員会 | — | 入試実行委員会が当たる。 |
| ⑤学生関係自己点検・評価委員会 | — | 学生部委員会が当たる。 |
| ⑥就職関係自己点検・評価委員会 | — | キャリアセンター委員会が当たる。 |
| ⑦国際交流関係自己点検・評価委員会 | — | 国際センター会議が当たる。 |
| ⑧経営関係自己点検・評価委員会 | — | 法人事務局が当たる。 |
| ⑨大学院自己点検・評価委員会 | — | 大学院委員会が当たる。 |

(ア) 全学評価委員会によって策定された実施要領に基づき各分野及び項目等の個別機関ごとに自己点検・評価を実施する。(例えば、数量的なデータの蓄積や様々なアンケートの実施などによって得られた情報をもとに点検評価を行う。)

(イ) 上記の結果得られた評価によって今後改善すべき事項や特に力を入れて特徴化をはかる事項、また、新たに計画を立てる必要のある事項などの提言を含めた個別機関としての「個別評価報告書」を作成し、全学評価委員会に提出する。

2. 自己点検・評価の範囲と項目及び対象

(1) 自己点検・評価の範囲

自己点検・評価の範囲は、「教育」「研究」「経営」の各分野とする。

(2) 自己点検・評価項目

自己点検・評価項目は、基本的に、大学は公益財団法人大学基準協会（認証評価機関）の点検・

評価項目、また短期大学部は一般財団法人大学・短期大学基準協会（認証評価機関）の点検・評価項目に基づくものとし、本学の特性を考慮して点検・評価項目を定める。

(3) 自己点検・評価の対象

大学設置基準の大綱化に伴う対応による、新教育課程を導入した平成 5 年度を起点とし、以降を対象に自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の実施周期

(1) 全学的な点検・評価の実施周期は、4 年ごととする。

(2) 各個別評価委員会は、点検・評価項目に基づき、毎年、現状を正確に把握・認識するためにデータの収集とその分析による点検・評価を行い、全学評価委員会に「個別評価年次報告書」を提出する。

(3) 全学評価委員会は、毎年、実施する自己点検・評価を通じて確実な改善に結びつけるために、各個別評価委員会から提出された「個別評価年次報告書」を検証し、基本構想委員会に報告するとともに改善計画の進捗状況を公表することで、内部質保証システムに基づく諸活動の PDCA サイクルを着実に機能させる。

(4) 全学評価委員会は、4 年ごとに各個別評価委員会で点検・評価した報告書を取りまとめ、全学的な視点による点検・評価を加えた報告書（全学自己点検・評価報告書）を基本構想委員会に提出する。

以 上

IV. 自己点検・評価項目〔評価の観点〕

自己点検・評価項目		
基準	テーマ	区分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅰ 建学の精神 と教育の効 果	A 建学の精神	I-A-1 建学の精神を確立している。 (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。
		I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。
	B 教育の効果	I-B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）
		I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 (2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。
		I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。
基準Ⅰ 建学の精神 と教育の効 果	C 内部質保証	I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
		I-C-2 教育の質を保証している。 (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 (2) 査定の手法を定期的に点検している。 (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。 (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 (1) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ① 学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定めている。 (3) 学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (4) 学科の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
		Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。 (1) 学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 学科の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ① 学科の学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 (3) 学科の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。 (4) 学科の教育課程の見直しを定期的に行っている。
		Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。 (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。 (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
		Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。 (1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
		Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。 (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。 (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 (7) アドミッション・オフィス等を整備している。 (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
		Ⅱ-A-6 短期大学及び学科の学習成果は明確である。 (1) 学習成果に具体性がある。 (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 (3) 学習成果は測定可能である。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	A 教育課程	Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。 Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。
	B 学生支援	Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。 ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基 準	テーマ	区 分 （自己点検・評価の観点）
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	B 学生支援	Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。 (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 (7) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 (8) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 (9) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
		Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。 (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。
基準Ⅱ 教育課程と 学生支援	B 学生支援	Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。 (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A 人的資源	Ⅲ-A-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 (1) 短期大学の教員組織を編制している。 (2) 短期大学の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。 (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
		Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。 (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	A 人的資源	(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。 (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。
		Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。 (1) 事務組織の責任体制が明確である。 (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 (4) 事務関係諸規程を整備している。 (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。 (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。 (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。
		Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
	B 物的資源	Ⅲ-B-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	B 物的資源	(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (9) 適切な面積の体育館を有している。
		Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。
	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	Ⅲ-C-1 短期大学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 (1) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。
	D 財的資源	Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。 ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。 ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。 ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅲ 教育資源と 財的資源	D 財的資源	⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 ③ 年度予算を適正に執行している。 ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。 Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 (1) 短期大学の将来像が明確になっている。 (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。 ② 人事計画が適切である。 ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。 ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 (4) 短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。 (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	A 理事長のリーダーシップ	(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

基 準	テーマ	区 分（自己点検・評価の観点）
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	B 学長のリーダーシップ	Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。 ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 ① 教授会を審議機関として適切に運営している。 ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 ⑤ 教授会の議事録を整備している。 ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。
基準Ⅳ リーダーシップ とガバナンス	C ガバナンス	Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。 (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 (2) 監事は学校法人の業務又は財産の状況について理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。 Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。 Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。 (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。